

令和4年3月2日  
企画部 企画課

第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン(素案)に  
寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和3年12月11日(土)から令和4年1月17日(月)まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報(12月11日号)・区ホームページへの掲載、  
区民情報ひろば、区民事務所(練馬を除く)、図書館(南大泉図書館分室を除く)、  
企画課での閲覧

イ 関係団体への説明等

以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・練馬区区政改革推進会議</li> <li>・練馬区防災懇談会</li> <li>・(公社)練馬東法人会</li> <li>・(公社)練馬西法人会</li> <li>・(一社)練馬東青色申告会</li> <li>・(一社)練馬西青色申告会</li> <li>・東京税理士会練馬東支部</li> <li>・東京税理士会練馬西支部</li> <li>・練馬区たばこ税増収対策協議会</li> <li>・練馬東納税貯蓄組合連合会</li> <li>・練馬西納税貯蓄組合連合会</li> <li>・練馬東間税会</li> <li>・練馬西間税会</li> <li>・東京商工会議所練馬支部</li> <li>・(一社)練馬産業連合会</li> <li>・練馬区商店街連合会</li> <li>・東京あおば農業協同組合</li> <li>・練馬区農の学校運営協議会</li> <li>・練馬区農業委員会</li> <li>・町会・自治会(253団体)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東映アニメーション(株)</li> <li>・東映(株) 東映東京撮影所</li> <li>・(一社)練馬アニメーション</li> <li>・ワーナーブラザーズスタジオジャパン(同)</li> <li>・文化芸術戦略会議</li> <li>・練馬区文化団体協議会</li> <li>・(公社)練馬区体育協会</li> <li>・練馬区レクリエーション協会</li> <li>・練馬区総合型地域スポーツクラブ (SSC) (7団体)</li> <li>・練馬区スポーツ推進委員会</li> <li>・練馬区地域福祉計画推進委員会</li> <li>・練馬区保護司会</li> <li>・練馬区民生児童委員協議会</li> <li>・練馬区障害者団体連合会</li> <li>・練馬区障害者地域自立支援協議会</li> <li>・練馬区障害者差別解消支援地域協議会</li> <li>・練馬区立福祉作業所家族会(5団体)</li> <li>・練馬区立福祉園家族連絡懇談会 (7団体)</li> </ul>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・練馬区立谷原フレンド家族会</li> <li>・練馬区障害福祉サービス事業者連絡協議会</li> <li>・心身障害者福祉センター・施設提供利用登録団体</li> <li>・心身障害者福祉センター・生活介護事業連絡懇談会</li> <li>・練馬区ひとり親福祉連合会</li> <li>・特別養護老人ホーム施設長会</li> <li>・練馬区介護保険運営協議会</li> <li>・練馬区老人クラブ連合会</li> <li>・練馬区地域包括支援センター運営協議会</li> <li>・練馬区介護サービス事業者連絡協議会</li> <li>・練馬区地域密着型サービス運営委員会</li> <li>・練馬区医師会</li> <li>・練馬区歯科医師会</li> <li>・練馬区薬剤師会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねりまエコ・アドバイザー協議会</li> <li>・練馬区緑化委員会</li> <li>・練馬区都市計画審議会</li> <li>・関東バス(株)</li> <li>・京王バス(株)</li> <li>・国際興業(株)</li> <li>・西武バス(株)</li> <li>・(一社)練馬区建築設計事務所協会</li> <li>・(公社)全日本不動産協会東京都本部練馬支部</li> <li>・(公社)東京都宅地建物取引業協会練馬区支部</li> <li>・練馬区子ども・子育て会議</li> <li>・練馬区私立幼稚園協会</li> <li>・練馬区放課後子ども総合プラン運営委員</li> <li>・練馬区私立保育園協会</li> </ul>
--	---

#### ウ オープンハウスの開催

開催日	会場	来場者数
①12/19(日)14:30～16:30	早宮地域集会所	16名
②12/20(月)18:00～20:00	ココネリ	35名
③12/22(水)18:00～20:00	石神井庁舎	26名
④12/26(日)14:30～16:30	勤労福祉会館	20名
⑤1/8(土)10:00～12:00	光が丘区民センター	77名
⑥1/11(火)18:00～20:00	関区民センター	6名
	計	180名

#### (3) 意見件数

408件 (64名・27団体)

## 2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
第2次ビジョン全体に関すること	16
第1章 本計画の位置付け	4
第2章 コロナ禍による区を取り巻く状況の変化	3
第3章 施策の体系	
施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち	72
施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	26
施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち	91
施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち	106
施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち	47
施策の柱6 区民とともに区政を進める	19
その他	24
合計	408

## 3 寄せられた意見に対する対応状況

対応区分	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	7
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	78
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	101
△ 事業実施等の際に検討するもの	60
※ 趣旨を反映できないもの	92
－ その他、上記以外のもの	70
合計	408

#### 4 寄せられた意見と区の考え

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>第2次ビジョン全体に関すること</b>					
1	計画全体	—	改定アクションプラン全体について、進捗状況がわかるようにKPI、KGIなどを決めて見える化するべき。	第2次みどりの風吹くまちビジョンにおける重要業績評価指標(KPI)を設定し、PDCAサイクルを通じた効果検証を行っています。進捗状況について、区議会の審議を踏まえ、毎年度、点検・検証をし、改善しながらビジョンに掲げた施策の実現を目指しています。 第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプランの策定にあわせて、重要業績評価指標(KPI)を改定します。	□
2	計画全体	—	「みどり」という文字を使いたいがために無理くり作った文言があり、読み手からするとわかりにくい戦略計画になっている。修正してほしい。	練馬区は屋敷林や農地など23区の中で最も多くのみどりを有する区の1つであり、都心に近い利便性と多様なみどりに包まれた住環境が両立しているところが特色です。こうした魅力をより一層高め発揮していくため、戦略計画の名称に積極的に「みどり」を使用しています。	※
3	計画全体	—	練馬区民が減少し少子高齢化が加速し、税収が減少するのは明らかで、第2次みどりの風吹くまちビジョンには壮大で多くの事が計画されている。練馬区の財布に見合った計画を優先度を付けて進めてもらいたい。	今回公表した改定アクションプラン(素案)は、社会情勢の変化を踏まえ、アクションプランの見直しを行い、区民生活を支える上で必要な施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、令和4年度から5年度の2か年の取組を定めるものです。 将来に渡って持続可能な財政運営を堅持するため、施策の優先順位を精査し、限りある財源を効果的・効率的に活用していきます。	○
4	計画全体	—	ビジョンなのに抽象的な表現が多く、変な四文字熟語を使ったり、故意にわかりにくくしているとしたか思えない記述が多々ある。	改定アクションプランの策定に当たっては、施策の方向性と合わせ、今後2か年で取り組む具体的内容を記載しています。また、年度別取組計画に、より具体的内容を記載しています。	※
5	計画全体	—	「戦略」という言葉を使うべきでない。「戦」には必ず相手がいる。練馬区が戦うのは一体誰なのか。 民主主義は多数決であり、たとえ少数派であっても、排除される人たちが一定数いる。 自治体も職員も特定の区民のためではなく、可能な限り、排除された区民も含めた区民全体の幸福の最大化を考えなければならない。	戦略という言葉は、「経営戦略」などとして一般的に使用される語句と考えています。 第2次ビジョンでは、基本理念に「区民サービスの向上」、「区民協働による住民自治」などを掲げており、区民一人ひとり、様々な価値観がある中、多様な選択ができる社会の実現を目指しています。改定アクションプランにおいても、こうした理念に基づき、住民の福祉の増進を図っていきます。	※
6	計画全体	—	「支援」という言葉が頻繁に登場する。抽象的過ぎるので、極力使うべきでない。もっと具体的に書くべきだ。	支援という言葉は、「事業者支援」、「子育て支援」など、一般的に使用される語句と考えています。 改定アクションプランにおいても、区の取組をお示しする上で必要に応じ「支援」という語句を使用しています。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
7	計画全体	—	本年行われる区長選・区議選の結果を踏まえて、アクションプランを見直し、決定すべきである。武蔵野の自然・文化を保全した住環境の下で、子供、高齢者等すべての世代が人間らしい暮らしを実現できるように区政を運営すべきである。	新型コロナの影響により、区政を取り巻く環境は大きく変化し、区民生活にも大きな影響が生じています。 引き続き、区民生活を支える施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、本計画を策定し、ランドデザイン等に定める区の将来像の実現に取り組んでいきます。	※
8	計画全体	—	SDGsを第2次みどりの風吹くまちビジョンに掲げた理由は何なのか。練馬区で策定した訳でもない。	国は、地方自治体に対し、SDGsを原動力とした地方創生の推進を求めている。区としては、第2次みどりの風吹くまちビジョンを中心にあらゆる施策を通して取り組んでいます。第2次ビジョンとSDGsの関連を分かりやすくお示しするため、改定アクションプランに掲載しました。	—
9	計画全体	—	今回の内容は決定事項か。	今回公表したものは計画の素案です。今後、区民および区議会からいただいたご意見を踏まえ検討し、3月を目途に策定する予定です。	—
10	計画全体	—	区の施策は着実に実行されてきたのか。今後も着実に実行していくのか。	区はアクションプランや公共施設等総合管理計画等に基づき施策を実行し、毎年度その進捗状況を点検してきました。コロナ禍における社会情勢の変化を踏まえた見直しを行い、改めてお示したものが今回の改定アクションプラン等です。今後もこれらの計画に基づき実行していきます。	—
11	計画全体	—	オープンハウス会場では、多くの課長がいたが、質問に正面から回答できなかった。	オープンハウスでは、改定アクションプラン(素案)、公共施設等総合管理計画(素案)の説明を行い、質問をお受けし、可能な限り丁寧に対応しました。 その場で、十分回答できないものは、必要に応じて、後日、回答を行っています。	—
12	計画全体	—	タウンミーティングのような説明会のような機会も作ってほしい。	今回は、素案についての区民の皆様のご意見、ご質問をより丁寧にお聞きし、ご説明するとともに、コロナ禍で大人数が長時間集まることを避けるため、オープンハウス形式を採用しました。	—
13	計画全体	—	「オープンハウス」という形式ではなく、しっかりとした説明をしてほしい。	今後とも、よりよいご説明の方法を検討していきます。	—
14	計画全体	—	他の人の気付きが共有され、区政の改善につながるので、オープンハウスだけでなく、教室型の説明会を実施すべきだと思う。		—
15	計画全体	—	改定アクションプランに関する資料が入手しやすくなるよう、各施設で十分な部数を準備するとともに、誤解のないように区報等で案内してほしい。	改定アクションプランの策定後、計画に係る冊子を発行予定です。区民の皆様が気軽に手に取っていただけるよう、区報やホームページで配布場所等をご案内していきます。	—

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
16	計画全体	—	今回は第二次のアクションプランとのことだが、以前に第一次があったのか。	みどりの風吹くまちビジョンは平成27年3月に策定し、アクションプラン(平成27年度～29年度)は6月に策定しました。	—
<b>第1章 本計画の位置付け</b>					
17	第1章	—	令和3年度予算編成に向けた緊急対応では、インフラ整備、特に都市計画道路の見直しが全く行われず、こどもたちのための事業や高齢者への補助・給付など福祉面の後退が目立っている。	令和3年度予算編成の緊急対応として、区民の命と健康を守り、生活を支える事業の推進を最優先とし、新規に着手する改修・改築などインフラ整備に係る事業を中心に見直しを行いました。一方で予算全体では1億円の減となる中、子育て、福祉、医療関連予算は15億円の増としました。引き続き、少子高齢化など区政の課題に対応する施策の充実に努めます。	□
18	第1章	—	今回の新型コロナ感染拡大後の事業の緊急見直しで行った「イベントの見直し」「補助・給付的事业の見直し」などは大変良かったと思う。見直しは一時的ではなく、恒久的にすべき。	今後も既存事業の見直しなどを行い、財政の持続可能性を堅持しつつ、施策の優先順位を精査し、区民サービスの充実に努めます。	○
19	第1章	—	コロナ禍で改めて行政の役割、本当に求められているものが浮き彫りになった。そのことに向き合って、予算を組み、区政を進めてほしい。「イベントの見直し」「補助・給付的事业の見直し」などを既得権として簡単に復活させないでほしい。限られた税金を求められている新しいことに使ってほしい。		○
20	第1章	—	第2次みどりの風吹くまちビジョンとは、どうい位置付けの計画か。	平成30年6月に、区政を更に前に進めるため、グランドデザイン構想を策定し、目指す将来像を区民の皆様と共有しました。この構想の実現を目指し、平成31年3月に、区の総合計画である「第2次みどりの風吹くまちビジョン(地方版総合戦略)」を策定しました。第2次ビジョンは基本計画とアクションプランで構成されており、今回公表した改定アクションプラン(素案)は、社会情勢の変化を踏まえ、アクションプランの見直しを行い、区民生活を支える上で必要な施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、令和4年度から5年度の2か年の取組を定めるものです。	—
<b>第2章 コロナ禍による区を取り巻く状況の変化</b>					
21	第2章	—	「原点に戻って大都市行政のあり方を根本から見直す必要があります。」とあるが、他力本願的な表現なので「東京都や国に対し根本から見直すよう提案していきます。」と修正を希望する。	区はこれまで、様々な機会を捉えて、大都市行政のあり方について国や東京都に具体的な提案を行い、都区協働の児童相談体制「練馬区モデル」などの施策の実現につなげてきました。引き続き、必要な施策の実現に主体的に取り組んでいきます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
22	第2章	—	改定アクションプラン(素案)の17ページ「(2)財政の持続可能性の堅持」で、「都市インフラの遅れへの対応など、膨大な財政需要に対応していく必要があります」と書かれているが、遅れているから取り戻すではなく、本当に必要なかどうかを見定めることが肝心。	都市インフラは、区民の日常生活を支え、災害時には区民の生命や財産を守るうえで欠くことのできないものです。練馬区は、こうした都市インフラの整備が遅れており、大きな弱点となっています。練馬区が将来に向け、更に発展していくためには、都市インフラの着実な整備が不可欠と考えています。	※
23	第2章	—	「陰性証明やワクチン接種証明によりコロナ禍前の生活を取り戻す動きも始まっています。」の一文について、ワクチン接種証明があることが生活を取り戻すための手段になってはならないと考える。区はワクチン接種は強制ではないと言っている。接種できない人もいることからこの一文は載せるべきではない。	ワクチン接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき受けていただくものと認識しています。そうした考えに基づき、ここでは接種証明だけでなく陰性証明の活用についても記載しています。	※
第3章 施策の体系					
施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち					
24	戦略1	1-1	子育てのひろば事業の増設は、身近な居場所としての機能を発揮するため大変重要と感じる。一方で、実施主体(団体)の職員の質等に差が表れてしまう場合、リピート利用しにくい印象を与えかねないので、運営主体の丁寧な選定をお願いしたい。	民設子育てのひろばの増設にあたっては、引き続き選定委員会において、書類審査のほか、実地調査やヒアリングを行い、職員育成を含む提案内容を審査し、最良な団体の選定に努めていきます。	□
25	戦略1	1-1	乳幼児一時預かり事業の拡充は、特に区西部エリアが石神井公園駅南側再開発に伴い保育サービスのニーズがあるので、ぜひ実現の方向に向かってほしい。	区西部地域での一時預かり事業の新たな実施に向けて取り組んでいきます。	○
26	戦略1	1-1	乳幼児一時預かりの増設は大変ありがたい。石神井公園駅付近に新設されれば多くの区民にとっても子育てをしやすい環境としてみなされると思う。		○
27	戦略1	1-1	従前からの核家族化に加え、コロナ禍による田舎との交流が皆無の状況にある。祖父母に一時的な子育て支援を頼むにしても行き来が出来ない、出来ても費用が掛かるといった状況もあると懸念している。行き来に関する補助をできないか。	祖父母の育児支援における移動費の補助は困難ですが、コロナ禍で孤立する保護者への支援を充実します。 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充や区西北部地域での一時預かり事業の新たな実施に向けた取組を進めます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
28	戦略1	1-1 3-1	乳幼児一時預かり事業は人気が高くなかなか予約ができない。また、子どもの小学校入学後は、学童クラブに入会できるか心配である。本計画に掲げる子どもの居場所づくりには、力を入れていただき、充実を図ってほしい。	一時預かり事業の区西部地域での新たな実施に向けた場所の確保や、すべての子どもに、安全で充実した放課後の居場所を確保するため、「ねりっこクラブ」の早期全校実施に向けて取り組みます。	○
29	戦略1	1-1 3-4	育児から離れる曜日、時間帯が必要。その時に子どもはどのように過ごすのかについて、預かりではなく習い事も区のサービスにラインナップしてはどうか。子育てカフェのように民間と連携でもよいと考えるが、預かりではなく、小学生を対象とした区のサービスとして安価に実施できないか。	小学生の放課後の居場所として、学校内のひろば事業や児童館、地区区民館などをご利用いただけます。 児童館や地区区民館では、スポーツ、工作、音楽など指導員に教わりながら遊べる事業を無料で実施しています。	□
30	戦略1	1-3	保育園を民営化すべきではない。公務員としての身分保障があつてこそ、積み重ねた経験により、充実した保育ができると思う。	医療や福祉、保育など多くの分野で民間が中心となって公的サービスを担っています。区立保育園は、業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化を検討します。	※
31	戦略1	1-3	区立直営の保育園の拡充を明記し、区が公的な保育を充実することを施策の方向性と位置付けるべき。	令和3年4月現在、区内の認可保育所190園のうち130園が私立保育所であり、保育所運営は民間が主流となっています。 これまで民間委託した24園では延長保育等の実施によりサービスを充実し、東京都福祉サービス第三者評価等で利用者から高い評価を受けています。 今後も民間の知恵と経験を活用した方が効果的な業務は、委託や民営化を進め、サービスの向上と行財政運営の効率化に取り組みます。	※
32	戦略1	1-3	直営保育園を保護者と子どもに一方的に通知して廃園することはしない、と明記すべき。	谷原保育園の在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々の質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕素案に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。 谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。引き続き、随時、個々の家庭の状況に応じた意見や要望を伺いながら、進めていきます。	※



No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
33	戦略1	1-3	区立保育園の委託民営化によって、保育士の労働環境が不安定になれば大量退職などが懸念され、保育を受ける子どもたちの不利益につながる。練馬区の保育水準を維持し、公的セーフティネットの役割を担うためにも直営園の存続と区職員としての人材確保を求める。	認可・認可外保育施設に関わらず、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修などを行い、引き続き保育サービスの維持・向上に努めていきます。 区立保育所については、引き続き委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。	※
34	戦略1	1-3	認可保育園を増やしてほしい。	令和4年4月には、私立認可保育所を7園開園し、定員を381人拡大します。5年4月に向けて、新たに私立認可保育所9園を新設し、定員を410人増加させるとともに、練馬こども園1園を認定する予定です。	○
35	戦略1	1-3	民間委託で引継ぎできないやり方は論外である。	区立保育園の委託にあたっては、事業者と1年間をかけて引継ぎを行い、委託後も区立保育所園長経験者等による定期的な巡回支援や研修を行うなど、安定的な運営が行えるよう支援しています。	※
36	戦略1	1-3	「保育所待機児童ゼロを達成」とあるが実態とは違う。兄弟で同じ園を希望したから入らない家庭を待機児童数にカウントしていない。また区がすすめる保育所に入所したものの、そこが「ブラック保育園」だと告発し、退園した家庭もある。質の高い保育所を多く整備する必要があることを明記すべき。	待機児童数は、厚生労働省が示す要領にもとづいた基準により算出し、令和3年4月に待機児童ゼロを達成しました。 保育施設の増加に合わせて保育士等の人材育成や巡回支援員を増員する等、保育サービスの向上に向けた取組を充実しています。また、今年度から、新たに臨床心理士等による私立認可保育所への障害児保育巡回指導を実施し、職員のスキルアップや受入れ体制の拡充を支援しています。引き続き、サービスの向上に努めていきます。	□
37	戦略1	1-3 1-5	戦略計画1「令和4・5年度の主な取組」の「保育サービスの充実」という表現はあらため、「保育の質を高める」とすべき。	既に、保育士等の人材育成や保育施設の巡回により、保育サービスの向上に取り組んでいます。これらの取組とともに、令和3年4月に達成した待機児童ゼロを継続できるよう、保育所の整備や練馬こども園の拡大等を進めていることから、令和4・5年度の主な取組を「保育サービスの充実」としています。	□
38	戦略1	1-4	私立保育所等の障害児受け入れ数の拡大や医療的行為を必要とする児童への医療的ケアの充実は利用者も望むところと思う。ただ、私立保育園の受け入れ加算を設けても、やはり支援力がないと預けることは容易ではないと思う。支援力向上のためにも、障害児巡回指導のみならず保育士への研修の充実を望む。	令和2年度に保育士等の人材育成を担当する係を新設し、障害児保育に関する専門性を高めるカリキュラムを作成し、私立保育所職員も対象に研修を実施しています。 また、障害児保育のスキルアップを図るため、今年度から新たに私立保育所に障害児保育巡回指導を行い、既に延187回実施しました。引き続き、保育サービスの向上に努めていきます。	□
39	戦略1	1-4	医療的ケア児の受け入れは、家族の負担軽減、離職防止を考えるうえで重要である。保育園としては受け入れるにあたり、人材の確保が大きなポイントになる。専門的な知識を求められることとなり、看護師の雇用の状況なども影響する。	医療的ケア児が安全に保育所を利用できるよう、看護師等の人的体制を整えています。また、保育所の職員が医療的ケアの支援に係る研修を受講し、受入れ体制を整えます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
40	戦略1	1-5	幼稚園のことが全く取り上げられていないが、区立幼稚園の課題と今後の取組も盛り込むべきである。3年保育に向け、検討することを求める。	就学前幼児数や幼稚園に関する需要動向を踏まえながら、区立幼稚園の役割やあり方について検討を進めます。	○
41	戦略1	1-6	既にICTを導入した私立園で、システム更新などのランニングコストがかかっている。私立園におけるランニングコストの負担についても補助してほしい。	保育園のICT導入により、職員の負担が減ることで超過勤務の縮減にも繋がること等が考えられます。現時点ではランニングコストの負担の補助については考えていません。	※
42	戦略1	1-6	保育園のICTが、保育の質を維持しながら、保育園の業務削減又は効率化に結び付けばよいと思うが、必ずしも業務の削減にならない場合もある。	ICTを導入した保育施設からは保護者・保育所双方の連絡が円滑になったなど導入したことに肯定的な報告を多くいただいています。現在の保育現場の状況に配慮しながら、保護者と保育園の双方にとって良い形となるように進めていきます。	△
43	戦略1	—	「子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在します」との記載は不要であり削除すべきである。子育ては家庭(親)が担うものであり、行政や社会が、子育てへの必要な支援をする、ということなのではないか。	「子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在する」というのは、子育ては家庭が担うものであるという考え方を否定するものではなく、子育ては、それぞれの家族の思いが最も尊重されるべきであるとの認識を示したものです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。	※
44	戦略1	—	病児保育サービスの更なる拡充をお願いしたい。	子ども・子育て支援事業計画の年度別需給計画で定めた需要を上回る供給量(定員数)を確保しているため、現時点では新規整備の予定はありません。	※
45	戦略1	—	既に第2次ベビーブームより子どもの数が半減して久しいのだから、子育て支援は不要では。待機児童が少子化の原因だとして待機児童を減らしてそれで出生率は上昇したのか。	少子化の要因は、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感などが複合的に絡み合っています。 引き続き、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。	※
46	戦略1	—	区内の認可外保育施設での死亡事故を受けた教訓をどう汲み取るか、計画に明記すべき。	認可・認可外保育施設に関わらず、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修などを通じ、区内保育施設の保育サービスの維持・向上に取り組んでいます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
47	戦略1	—	コロナ禍で、両親とも新型コロナウイルスに感染した家庭の場合、他区では保健所と連携して、該当の子どもを保育士がホテルで預かる仕組みがある。練馬区はこういうケースが発生した際に、相談先もない。コロナ禍における子育て支援策を充実させることが急務ではないか。	両親が新型コロナウイルスに感染した場合、お子様については保健所、児童相談センターおよび子ども家庭支援センターが連携して対応しています。引き続き、コロナ禍を踏まえた子育て相談や子育て支援サービスの充実に取り組んでいきます。	□
48	戦略1	—	父親の育休制度が22年度から制度がより高度化されるにあたり、育休取得支援(企業への働きかけ、取得手続きのデジタル化など)や育休期間中の支援の制度を全国の自治体に先駆けて練馬区モデルとして立上げてはどうか。	区内経済団体と連携して、事業主を対象に、育児休業制度の周知・啓発などを行っています。 また、育休期間中の保護者を含め、在宅子育て世帯の様々なニーズに応える施策を展開します。	□
49	戦略1	—	更なる支援の充実のための施策とその実現、その先にある子どもたちの未来に対する責任が区の責務であるという姿勢に希望を感じた。	多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開していきます。	—
50	戦略1	—	「親子が交流できる場～の充実が必要」というのは非常に重要で賛成である。		—
51	戦略2	2-1 2-2	課題や不安があると、すぐに相談したいものである。速やかに相談に応じられるよう、また継続的に繋がれるよう人員配置をお願いしたい。	身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができるよう、子育てのひろば等の相談場所を拡充します。 また、子どもの成長・発達に不安や悩みを抱える保護者に対して、速やかにかつ継続的に相談に応じられるよう、保健相談所の心理相談員を更に増員します。	○
52	戦略2	2-1	全く利用者がいないにこにこと、多くの人で賑わっているにこにこと、差があった。利用者人数等の集計で把握できると思うので、利用が促進されるよう、相談員を増やすとともに、利用しやすくなるような工夫や広報の方法等も検討してほしい。	児童館内にこにこへの相談員配置を引き続き進め、乳幼児保護者の身近な相談場所としての機能を強化していきます。 また、ホームページでの周知に加え、児童館や保健相談所で配布している乳幼児親子の居場所を紹介した保護者向け冊子への掲載など、周知の充実に努めます。	○
53	戦略2	2-3 2-4	スマホありきが前提となっている。確かに保有率は高いが、スマホがない、故障している人はどのように考えられているのか教えてほしい。	スマートフォンを利用できない方も、これまでどおり、紙媒体や窓口で情報提供や相談等を行います。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
54	戦略2	2-5	練馬区にも児童相談所を設置すべきである。	特別区は、区民の生活圏は各区の中では完結せず、子どもも大人も区の領域を超えて広域的に通学・通勤しています。従って、児童相談行政については、都の児童相談所による広域的・専門的支援と、区の子ども家庭支援センターによる地域に根差した寄り添い支援の、より緊密な連携が重要です。	※
55	戦略2	2-5	戦略計画2の「今後の課題」に、練馬区として児童相談所をつくり子育ての安心と子どもの安全を確保する自治体を目指す、と明記すべき。	都は、令和4年度予算案において、(仮称)都立練馬児童相談所設置の経費を計上しました。区の子ども家庭支援センターと同一施設内に6年度に設置する予定です。	※
56	戦略2	2-5	23区の中で児童相談所を作らない自治体は練馬だけだと聞いている。なぜ、児童相談所ではなく、児童相談体制の強化なのかをわかりやすく説明してあると理解しやすいと思う。	都区連携による児童相談体制「練馬区モデル」が更に充実し、積極的な位置付けを得て、飛躍的に前進するものと考えています。	◎
57	戦略2	2-5	児童相談体制の充実・強化については共感する。現在保育園として都区の連携がスムーズではないように感じている。是非「練馬区モデル」として充実してほしい。	区では、要保護児童地域対策協議会を設置し、要保護児童への対応をしています。この協議会には都や保育園等にも参加いただき、情報共有を始めとする地域ネットワークの強化を図っています。都は、令和4年度予算案において(仮称)都立練馬児童相談所設置の経費を計上しました。区の子ども家庭支援センターと同一施設内に6年度に設置する予定です。	◎
58	戦略2	2-5	地域の住民の見守り通報も大切なツールなので、気がかりな家庭があれば通報の義務があることを地域へ広報することも重要だと思う。地域で子どもを育てるとい意識の醸成も大切だと思う。	これまで、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、講演会や街頭での啓発キャンペーン、虐待に関する相談先等情報を掲載した啓発カードを小中学校の全児童・生徒や関係機関に配布する等の活動を行ってきました。引き続き、意識啓発に努めていきます。	□
59	戦略2	2-5	きめ細やかな支援と言いつつ、支援者を増やして責任の所在を分散し曖昧にしているのではないか。	区の子ども家庭支援センターによる定期的な訪問等の支援に加え、地域の子ども家庭支援センターも一時保護解除後の家庭復帰したケース等をきめ細かく訪問し、個々の状態の把握と相談支援や子育て支援サービスを組み合わせた継続的な適切な支援を行う「児童虐待の再発防止支援」に取り組めます。区の支援方針等を地域の子ども家庭支援センターと共有し、一貫した対応を図ることで、子育て家庭への支援を更に充実していきます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
60	戦略2	2-5	23区で唯一児童相談所を置かない練馬区の対応拠点について、深い関心を持っている。厚生労働省が検討している「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)」はそこに配置されるのか。	<p>都は、令和4年度予算案において(仮称)都立練馬児童相談所設置の経費を計上しました。区の子ども家庭支援センターと同一施設内に6年度に設置する予定です。</p> <p>「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)」については、資格要件等を含め、国の検討状況を注視していきます。</p>	△
61	戦略3	3-1	区の実態報告として、区直営の学童クラブを閉室してこどもの居場所の選択権を奪った事を明記すべき。	<p>区では、児童が校外を移動せずに利用できる居場所を望む保護者からの声に応え、学童クラブの校内化を進めています。</p> <p>また、ご家庭の状況などに応じて児童が過ごしやすい居場所を選べるよう、学童クラブだけでなく、児童館や地区区民館、学校のひろばなど放課後の居場所づくりを進めています。</p>	※
62	戦略3	3-1	「ねりっこクラブ」は子どもから評判が悪い。「ねりっこ」の早期全校実施の計画はとりやめ、国の基準に沿った、質の保障された学童保育を多く整備すべき。	<p>ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業であり、両事業ともに利用児童は増加しています。ねりっこ学童クラブは利用者アンケートで9割以上の方に満足いただいています。また、地域の皆様にご協力をいただいているひろば事業も、放課後の居場所として重要な事業です。引き続き、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。</p>	※
63	戦略3	3-1	ねりっこプラスはねりっこクラブの待機児童のために一時的に設置したもので、計画として盛り込むべきではない。細切れの保育であり、放課後から最長19時まで補食の時間がないのは問題である。子どもにとっての最善の利益を考え、待機児童の解消を最優先に考えるべきである。	<p>ねりっこプラスは、ねりっこ学童クラブ待機児童を対象に、ひろば事業終了後にひろば室を活用して保育を行うものです。職員による出欠確認を下校時にも行っており、下校後から帰宅時まで安心安全に過ごすことができる場所となっています。補食については、ひろば室内での空間確保が難しいため、提供していません。</p> <p>今後も学童クラブの待機児童解消のためねりっこクラブの早期全校実施を目指すとともに、ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、ねりっこプラスを実施していきます。</p>	※
64	戦略3	3-1	校庭開放を公園と同じように利用出来るようにすることが必要である。公園とは安全性が比べものにならないほど高いにも関わらず、公園に比べて、極めて利用頻度が低い状況にある。	<p>校庭開放(個人)は、地域の子どもの健全な遊び場・スポーツの場として、全小学校65校で実施しています。学校施設であるため、公園と異なり、利用にあたっては学校教育に支障のない範囲での利用となりますが、区が委託する学校応援団と協議のうえで、遊びの範囲や利用上の注意事項などを定めて実施しています。開放指導員が見守りを行っており、利用者の安心に寄与しています。また、利用は無料で、ボールなどの遊具の貸出しもあり、区ホームページでボール遊びができる場所の周知を図っています。引き続き、学校応援団と協議しながら充実に努めていきます。</p>	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
65	戦略3	3-1	戦略計画3の「今後の課題」に学童クラブの質の充実を明記すべき。	ねりっこ学童クラブを含む、区立学童クラブは、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき、常に、その設備および運営の向上を図っています。	※
66	戦略3	3-1	戦略計画3の「今後の課題」に、学童クラブの民間委託は中止し、区が公的責任をもって運営する学童クラブを増設することを明記すべき。	民間委託を実施する際に、区立学童クラブ保育時間の延長を行っているほか、民間ならではのノウハウを活かした様々な保育サービスを提供することで保育サービスの向上を図っています。学童クラブとひろば事業を一体的に行う、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	※
67	戦略3	3-1	戦略計画3の「今後の課題」に、学童クラブの保育の質を守るため、国の「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて、40人規模以下の学童クラブをつくる、と明記すべき。	区立学童クラブは、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき、運営しています。学童クラブに必要な専用区画を確保し、児童の支援の単位ごとに国基準以上の職員を配置、担任制を採用して運営しています。引き続き、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	※
68	戦略3	3-4	出前児童館の充実はぜひ、お願いしたい。練馬区には沢山の大小様々な公園も残っているし、身近に区民館等の公共施設もある。ぜひ、子育て中の親子や子どもたちの身近な場所に出向いての関係性構築も目的に含めた事業展開をお願いできればと思う。	保健相談所や子育てのひろば「ぴよぴよ」への出前児童館を実施し、関係機関と連携しながら乳幼児親子を支援しています。また、学校応援団のまつりや地区祭等に児童館ブースを設けるなど地域との関係性を築いています。今後も公園をはじめ、乳幼児親子や子どもたちの身近な場所での出前児童館を充実します。	○
69	戦略4	4-2	「中3勉強会」を自治体でやる理由はあるのか。塾に通う費用を助成した方が話が早いのではないか。	学習支援事業「中3勉強会」は、経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、将来自立した生活を送れるようにすることを目的としています。基礎学力や学習習慣の定着のほか、学習環境の改善など、学習塾とは異なる支援も行っています。	※
70	戦略4	4-2	格差の広がりが問題になっている。習い事への給付金のようなものが必要ではないか。 もしくは、学校サポーターならぬ、中学生サポーター制度を作ることはどうか。区内在住で登録制とし、大学生が中学生の勉強をサポートするというもの。	経済的に困窮している家庭に対し義務教育の機会均等を図ることを目的とした就学援助制度を設けていますが、習い事の費用についての援助の拡充は困難です。 一方、区では、経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に学習支援事業「中3勉強会」を実施しています。 また、各校では、学校の状況に応じて、大学生など地域の人材の協力を得て、放課後の時間を利用した地域未来塾を開催し学習のサポートを行っています。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
71	戦略4	4-3	医療的ケア児の家族に対する、学校等での負担軽減策は検討されているか。	区の支援方針に基づき、区立小・中学校等で受け入れる医療的ケア児については、ご家族と情報共有しながら、原則として看護師による処置を行うことで、保護者の付き添いによる負担を軽減しています。	□
72	戦略4	4-4	ヤングケアラーの問題が最近クローズアップされている。行政が積極的に取り組んでいく必要がある社会問題なのではないか。	ヤングケアラーの問題は、当事者である子どもが、大人がになうべき家族の看護・介護や家事などを行うことを家庭内で当たり前の行為と思っていることや、社会的認知度が低いこともあいまって、顕在化しにくい状況にあります。 区では、これまでもヤングケアラーの発見と家庭状況に応じた支援に努めてきました。 令和4年度からは、学校等でのヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組めます。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。	◎
73	戦略4	4-4	ヤングケアラーについて、教育、子育て、福祉において既存の制度を活用できるか、もしくは、新たな制度を構築する必要があるかを確認するため、実態調査を行った方がよい。	令和4年度から、区立小中学校の児童生徒や学校を対象に実態調査を行います。調査を踏まえて、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。	◎
74	戦略4	4-5	戦略計画4の「今後の課題」欄について、「タブレットパソコンの導入は先生たちの負担が大きい。安易な導入はやめて、現場の教員とよく話し合っICTの活用を行う」と明記すべき。	区では、児童・生徒の情報活用能力の育成や主体的・対話的で深い学びの実現を目的として、タブレットパソコンをはじめとしたICT機器の導入を、現場の教員と協議をしながら進めてきました。 タブレットパソコン等のICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実施し、子どもたち一人ひとりに届く教育を推進するために、教員と共に取組を進めていきます。	※
75	戦略4	4-5	デジタル教科書やタブレットを使った日常的な授業などの検討にあたっては、ICT機器による子どもの視力低下など心身への影響が懸念されることを考慮すべきである。	昨年2月のタブレット端末の配付に当たり、児童生徒および保護者に対し、「児童生徒用タブレットの利用に関するガイドライン」を配付しました。 このガイドラインでは正しい姿勢でタブレットを使用することや長時間の使用を控えること等の健康被害防止に向けた注意点を示しており、各学校ではこれに基づく指導を適宜行っています。	□
76	戦略4	4-5	ICTを活用できない教員が多いと聞く。ぜひ活用推進リーダーを育成し、教員全体のICT活用能力の底上げをしてほしい。	各校のICT活用推進リーダーに対し校内への還元を目的とした研修を行うとともに、リーダー同士の情報交換を実施しています。ICT支援員を継続配置し、「教育ICT実践事例集」を活用して、教員全体のICT活用能力を高めます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
77	戦略4	4-5	学校におけるタブレット活用について、コロナによる配布前倒しが先にあり、配布の意義が十分に策定されていない。配布から1年以上経つが、下校後(家庭)での使用ケースがほとんどない。リモートがデファクトになる中でもう少し使用の頻度を上げて子供たちに慣れさせることが必要である。	区では、児童・生徒の情報活用能力を育成し、主体的・対話的で深い学びの実現や個別最適な学びの充実を図るため、電子黒板や児童生徒用のタブレットパソコンを配備しました。各校では、ICT機器を活用した学習の場面が広がっています。今後も、家庭学習での利用も含めて、ICTを効果的に活用した学習を奨励し、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進していきます。	□
78	戦略4	4-5	学校におけるタブレット活用について、下校時の持ち帰り物、登校時の持ち物の大幅な軽減が必要。なぜ毎日持ち帰りが必要なのか。男性会社員のカバンより重いランドセルを背負っている状況で災害や声掛け事案が発生した場合に、素早い行動が出来ない。	区教育委員会では、タブレットパソコンの配付以前から、家庭学習で使用しない教科書や教材を学校に置いて帰宅させるなど柔軟な対応を行うよう各学校に指示しています。また、小学校低学年については、必要な日に限りタブレット端末を持ち帰らせるなど、児童の負担に配慮した対応を学校毎に判断して行っています。	□
79	戦略4	4-5 4-19	学校からの配布物がなぜペーパーレスにならないのか。デジタル化以前にペーパーレスにしようというコンセプトが必要。その手段として、タブレットを使う、SNSを使う、学校Webサイトを使うなどがあるはず。教員の負担軽減、設備コストの低減、保護者への場所を選ばず、確実かつスピーディーな情報共有など非常に大きなメリットがある。	全児童生徒に配備したタブレットパソコンや学校ホームページ等を活用し、教員の負担軽減、コスト低減、保護者との迅速な情報共有などに向けたデジタル化やペーパーレス化を積極的に進めていきます。	□
80	戦略4	4-6	学校図書館管理員よりも、まずは学校図書館司書を全校配置すべきだと思う。	全校への支援の充実を図ることを最優先として、学校図書館管理員の配置を進めていきます。学校図書館管理員は学校教育への理解があり、司書資格もしくは司書補資格または司書教諭資格のいずれかを有する者を配置しています。	※
81	戦略4	4-7 4-11	旭丘小中一貫教育校に向けた改築を行うとともに、小竹小学校の校舎を強化してほしい。	旭丘小中一貫教育校については、現在、改築のための実施設計を行っています。学校施設については、施設の状況を踏まえ必要な修繕等を行っています。	○
82	戦略4	4-14	小学校高学年からの、英語4技能検定の導入とは、英検のことか。 また、夏季イングリッシュキャンプとは、具体的にどこで何をやるキャンプか。	合否判定のある英検とは違い、英語に関する「話す」「聞く」「読む」「書く」のそれぞれ4つの技能の習得状況を世界水準に照らして測定するものです。これまで中学2年生だけの実施でしたが、小学6年生にも対象を拡げることで、英語教育を充実させます。 夏季イングリッシュキャンプは、中学1年生の希望生徒を対象に、武石、岩井、軽井沢少年自然の家で実施します。 英語学習の意欲を高める場として、外国人英語指導者のもとで異文化交流や英会話を体験します。	—



No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
83	戦略4	4-15	中学生から自我が本格的に芽生え、本人思考が前面に出てくる。このタイミングをキャッチアップすることが非常に大切。高校生、大学生との交流の場を設けてはどうか。例えば、授業の一環もしくは有志にて、武蔵野音楽大学にオーケストラを聴きに行く、日本大学芸術学部にてアート体験に行く、武蔵大学に国際化授業の講義を聴きに行くなど。	旭丘、小竹地域では既に近隣大学と連携し、交流学習を実践しています。この取組成果を踏まえ、今後も連携の在り方や方法を研究していきます。	□
84	戦略4	4-17	区内で、3日に1度くらいの頻度で声掛けの事案が発生している。通学路の電柱上部のカメラの増設が必要。	現在、小中学校の通学区域への防犯カメラは391台設置しています。また、町会・自治会および商店会などが、その地域全体の防犯効果を向上させるため、防犯カメラの整備を行っています。声掛け等の不審者対応については民間警備員の派遣や安全安心パトロールカーの巡回を行うと同時に区内3警察署とも更に連携を強化します。	△
85	戦略4	4-17	スクールゾーンについて、7時30分から8時30分までは車両進入禁止だが、看板が目立たないため、守られていない状況がある。周辺住民には、チラシが配布されるが、スクールゾーンに進入するのは周辺住民以外の社用車がほとんどのため、これも意味がない。指導員にスクールゾーンの進入口に立ってもらうなどの仕組み作りが必要。	児童の登下校時の安全確保を行っている方(練馬区では、児童通学案内指導員と呼びます。)の配置箇所は、通学路の状況を踏まえ学校が定めています。スクールゾーンに指導員が配置されていない場合でも、進入抑止には、バリアケードの設置や、警察による取締り等の方法があります。該当の小学校へご相談ください。	□
86	戦略4	4-18	ねりま接続期プログラムはとてもしっかりしやすい冊子だと思う。専門職側(幼稚園や保育園、小学校の先生など)の相互理解を促進することはもとより、保護者や地域の協力者も折に触れてこのプログラムを理解する機会があるか。もしなければ、保護者側も繰り返しの学習で理解度が上がると思うので、そのような情報を保護者とも共有する機会が数多く準備されるとよいと思う。	幼稚園・保育所と小学校との懇談会や幼保小連携研修会において活用を図るとともに、保護者会などでも内容について積極的に活用していくよう周知しています。	□
87	戦略4	—	「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」について子どもに画一的な理想像を押し付けるような目標ではなく、子どもの権利や最善の利益を教育委員会、教職員、保護者、地域の大人が保障するための目標設定が望ましい。	教育分野の目標は、子どもたちの画一的な育成を目指すものではありません。各取組を進めることで、様々な発達段階や家庭環境にある子どもたち一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援を行っていきます。	※
88	戦略4	—	タイトルを「多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される場をつくり、子どもたちの学びと成長を支える」に修正すべき。	教育分野の目標は「練馬区教育・子育て大綱」で定めています。その目標の実現に向けて、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や支援を行っています。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
89	戦略4	—	学校のプールについて、安全面や見守り役の人手不足など様々な問題はありますが、利用料の徴収(区立体育館プールと同様に100円)や免責事項への同意を取るなどして夏休みに開放できないものか。	学校プール開放は運営委員会の担い手が不足しており事業を継続することが困難なため休止します。 区立小学校のプールでは夏休み水泳教室を実施し、小学生以上を対象に水泳の基本的な技術の習得や泳ぐ楽しさを体験していただいています。	□
90	戦略4	—	学校のプールについて、夏休みに開放できないのであれば、稼働率が悪く、全小学校が維持費の高いプールを保有する意味がない。そうであるならば水泳授業は外部委託し、学校プールは廃止。跡地を学童や遊び場などほかの目的施設にした方がよい。	学校のプールは、児童・生徒の水泳指導以外にも、消防水利や震災時のトイレ洗浄水としての利用を見込んでいます。民間プール等の活用や近接校間での共同利用については、移動時間の確保等の課題はありますが、今後検討していきます。	△
91	戦略4	—	私立中学の進学率3割だと聞く。公立に不信感があるのでは。親が公立じゃなく私立を目指せる環境を整えた方がよいのではないか。	区内在住児童の私立中学校への進学率は過去5年平均で21.7%となっています。各ご家庭の教育方針等により、私立中学校を選択しており、区が私立中学校へ進学するための環境を整えることはありません。なお、区立中学校においては、中学校選択制度を導入し、児童や保護者の希望や意思を尊重するほか、魅力ある学校づくりを進めています。	※
92	戦略4	—	発達障害の支援とあるが、長期的に見て障害者雇用につながらないのであれば、効果がないのでは。	発達障害や情緒的な課題のある児童・生徒の学校生活での課題解決を目標に、区立小・中学校全校に特別支援教室を設置しています。特別支援教室での支援によりソーシャルスキルを身に付けることで、将来の選択肢を広げることにつながると考えます。	※
93	—	—	内容は子を持つ親の笑顔である。親が笑顔になれば結果として子も笑顔になるという事であれば、そのように記述してほしい。	子育てをする保護者への支援や児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や支援など、教育と子育て施策を充実することで、子どもたちの笑顔輝くまちを実現します。	□
94	—	—	本計画の前提として、2014年9月の増田レポート(人口減少と自治体消滅論)を基調にしている。しかし、自治体の施策努力によって、少子化に歯止めがかかり、人口減少傾向を止めている自治体は各地にある。コロナ禍にあって、出生数も減ってきたとする調査もあり、子育て施策に対する需要も今後変化することが予想される。増田レポートを前提とした議論は既に時代遅れではないか。	本改定アクションプランは、各種統計情報を参照しており、特定のレポート等のみを参照して作成しているものではありません。 区は、区民ニーズの変化や客観的なデータ等に基づき、引き続き、家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
95	—	—	子ども施策を第一に掲げる思いがあるのであれば、すべての計画が子どもの最善の利益を図る視点に基づき策定されるべきである。そのために子どもの権利条例を制定することを求める。	児童憲章などの理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として、第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定しました。今後とも、この計画の事業を着実に実施することを通して、子どもの権利擁護を図ってまいりますので、条例制定は考えていません。	※
<b>施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち</b>					
96	戦略5	5-1	地域包括支援センターは区直営で運営し、高齢者を区が直接把握する体制を確立することを明記すべき。	区内4か所の総合福祉事務所が、練馬・光が丘・石神井・大泉の圏域内にある各センターの調整や指導・助言を行う体制により高齢者を支援しています。虐待対応などの権利擁護業務や困難事例への対応は、総合福祉事務所とセンターが一体となって対応しています。今後も、全ての地域包括支援センターは委託により運営していきます。	※
97	戦略5	5-2	ひとり暮らしの高齢者の要介護となる割合は、複数世帯の約2倍、また、所得が低いほど高くなっている。区内5万4千人の一人暮らし高齢者に対して、1年間に訪問者は約300人。電話連絡は130人位(練馬区)という。これでは人手不足と言わざるを得ない。福祉事務所を含めた担当者を増やすべき。	区は、ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業を実施しています。地域包括支援センターの訪問支援員が年間約1万件の訪問を行い、高齢者を必要な支援につないでいます。 また、民生・児童委員と連携して、ひとり暮らし高齢者等実態調査を独自に実施しており、令和元～3年度の3年間で約7万8千人の調査を行っています。70歳以上のひとり暮らし高齢者には訪問による回収を行うことで実態把握を進め、調査結果は支援に活用しています。3年度からは、新たに、医療・健診・介護等のデータから健康課題が多いと思われる方約300人を訪問しています。 様々なアウトリーチ事業の実施や、町会・自治会、民生・児童委員等との連携により、地域で高齢者を支える体制づくりを進めていきます。	□
98	戦略5	5-5	認知症高齢者への支援の充実について、計画では70歳と75歳に検査を実施するとしているが、80歳台になると更に認知機能が低下する。特に一人暮らしの場合、支援が行き届かず、困難になるケースが増える。予防の充実を図るために、毎年の高齢者健診で年齢制限なしにかかりつけ医がチェックして、受診や介護予防事業につなげられるようにしてほしい。認知症予備軍の段階での予防事業の充実を強化してほしい。	認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、70、75歳の区民を対象に、区内医療機関で「もの忘れ健診」を実施しています。検査結果に応じて、地域包括支援センターが専門医療機関の受診や介護予防事業など、その方に合った適切な支援につなぎます。地域包括支援センターにおいて70、75歳以外の方へも自己チェックを働きかけ早期の発見につなげていきます。また、センターで認知症専門相談を随時実施し、医療等の支援につないでいきます。 ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の方が地域で孤立することのないよう、ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業を実施し、高齢者の状態に合った介護予防事業につないでいきます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
99	戦略5	5-9	介護の現場では、事業者から人材が足りていないとの訴えがある。人材確保ができない理由は、現状の介護保険制度では、介護職の報酬が低いためのものは明らかである。区として、生活できる報酬となるよう具体的な対策を講ずるとともに、介護職の就労環境や報酬などの待遇改善を福祉政策として取り組むよう、国に強く要望することを求める。	区内介護サービス事業所の処遇改善加算の取得を推進し、介護職員の処遇改善につなげるため、(公財)介護労働安定センターと連携して、処遇改善加算セミナーの開催と個別支援を実施しています。 また、特別区長会を通じて「必要な人材の確保に向けた取組を拡充するとともに、実態に即した評価やキャリア形成に応じた報酬を担保するなど、人材の確保・定着及び育成のための継続的な施策を実施すること。」を国へ要望しています。	□
100	戦略5	5-9	高齢者対策には介護人材問題が存在する。看護・介護分野の人材はすぐには育成できず数年かけて一人前になっていくが、数年かけて一人前になっても精神や身体を病んで休職や退職に追い込まれているのも事実である。まずは人材確保のための処遇改善や人材の十分な確保が必要である。ネガティブイメージを払拭し、介護の魅力をアピールすることも重要である。	区内で必要とされる介護人材の安定的な確保・育成・定着につなげられるよう、研修や就職相談会、介護職員を対象とした相談支援事業、処遇改善加算セミナーの開催等、様々な区独自の取組を行っています。 また、介護サービスを支える人材を確保するため、区民を対象とした介護に関する基礎的な研修を実施し、介護に対する理解を進めるとともに、介護職として働くことの魅力を伝え、介護人材のすそ野を広げる取組を行っています。	○
101	戦略5	5-9	看護師・介護士の転職はしばしば行われるが、自分に合った職場を見つけることは大変難しい。ベテランと呼ばれる年代でも自分の体力やライフスタイルに合った職場を見つけることは至難の業である。潜在看護師・介護士を生み出さないような職場環境づくりや転職のための情報提供で現場から離れなくても済むような仕組みがあればよい。	練馬福祉人材育成・研修センターでは、その時々々の求職者を取り巻く情勢に対応した研修やセミナーを実施するほか、就職相談会の開催など事業者との出会いの場の提供を行っています。 また、職員とその家族を対象に、職場や家庭における健康・医療・介護・メンタルヘルス等について、24時間365日相談できる窓口を設置するとともに、仕事や職場環境、将来のキャリア設計等について、面談による相談支援を行っています。	○
102	戦略5	5-9	介護の職場では多忙すぎて、研修やセミナーの受講ができないことや、休日は体を休めたいなどの理由で、現任教育が追い付かない現状がある。くしくもコロナ禍でオンライン研修が増えてきているのは有効である。質の良い研修を提供できるよう、講師の育成にも力を入れると更によいのではないか。	人員体制等の理由により、練馬福祉人材育成・研修センターでの研修を受講できない介護職員のために、ICTを活用したオンライン研修を充実します。 研修の評価については、事業者向けアンケート、各研修受講者の満足度アンケートにより実施しています。アンケート結果を研修内容に反映し、研修の質の向上に努めています。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
103	戦略5	5-9	潜在看護師・介護士に気軽に参加してもらえるような就業形態を作っていくことが今後は必要になる。働く人の「強み」を生かし、集合させ、できる範囲で働くことができたら現場の負担の一助になる。有資格者の把握や活用など区が中心となって集合させたり、シルバー人材にも生活支援に協力してもらおうなど、在宅、デイサービス、施設内に非常勤として協力してくれる人が増えることで人材不足に貢献できるのではないかと。特養などの施設を増やし、ベッド数を準備しても、働く人材が不足していれば稼働できず空床にするのはもったいない。働く人材数の増加にもぜひ力を入れてほしい。	区内で必要とされる介護人材の安定的な確保につなげられるよう、離職した介護職員を対象としたセミナーや就職相談会を実施しています。また、練馬区シルバー人材センターと連携した元気高齢者が介護保険施設で清掃や洗濯などの軽作業を行う介護施設業務補助事業など、様々な区独自の取組を行っています。 更に、介護サービスを支える人材を確保するため、区民を対象とした介護に関する基礎的な研修を実施し、介護に対する理解を進めるとともに、介護職として働くことの魅力を伝え、介護人材のすそ野を広げる取組を行っています。	○
104	戦略5	5-9	医療、介護などの現場で問題が顕在化する2025年問題まで時間がない。時間も人もお金も有効に活用していくため、区には中心的役割をお願いしたい。人材は思うようには集まらず、資質を担保することも容易ではない。新規の介護ビジネスの中には怪しいものがあるかもしれない。これらの心配をせずに、多くの高齢者に、幸せな人生だったといえるような老後の生活をしていただけるようにしてもらいたい。	団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年には、介護需要の大幅な増大が見込まれています。2025年を見据え、介護サービスの質の向上と安定的な提供の確保を図るため、介護人材の確保・育成・定着の取組を引き続き実施していきます。	○
105	戦略5	5-9	エッセンシャルワーカーについて、特に保育士、介護士のご苦労は計り知れないものがある。余裕のある区と連携協定を結びリソースを融通し合うということは出来ないか。 同時にエッセンシャルワーカーの仕事について、もっと広く深く周知し理解してもらうことが必要である。	保育士や介護職員の人材確保は、都内において共通の課題です。こうしたことから、区では事業者の保育士や介護職員の人材確保を支援するため、ハローワーク等と連携し、就職支援セミナーや就職面接会、区民向け基礎研修等の事業を実施しています。事業実施を通じて、エッセンシャルワーカーとして働くことの魅力を伝え、福祉人材のすそ野を広げる取組を行っています。	□
106	戦略5	5-9	介護施設が多数できているが、介護人材は確保できているのか。介護人材の取り合いになっているのではないかと危惧する。事業者への支援等に力を入れてほしい。	設置基準は満たしていますが、介護人材の確保については課題であると認識しています。 事業者の介護人材確保を支援するため、ハローワーク等と連携し、就職セミナーや求職者と事業者との出会いの場を提供する就職相談会等を開催しています。 また、区民を対象とした介護に関する基礎的な研修を実施し、介護に対する理解を進めるとともに、介護職として働くことの魅力を伝え、介護人材のすそ野を広げる取組を行っています。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
107	戦略5	5-9	区は介護人材の養成を行うのか。	<p>4年4月に練馬福祉人材育成・研修センターと練馬障害福祉人材育成・研修センターを統合します。利用者サービス向上のため、区内事業者の専門性を高めるとともに、介護サービス・障害福祉サービスの共通課題に対応する人材の確保・育成・定着支援を強化します。</p> <p>区では、介護の未経験者が短期間の研修で家事支援サービスを提供する資格を取得できる介護従事者養成研修を実施しています。</p> <p>また、介護職員の初任者研修や実務者研修、介護福祉士の資格取得助成を行っています。</p>	○
108	戦略5	—	特養等の高齢者施設の充実の記載があるが、医療・介護に係る施設は、不足していると痛感する。医療施設は重点的な課題であると認識する。	<p>団塊世代の方が全てが後期高齢者になる令和7年度を見据え、地域包括支援センターの増設・移転に向けた準備を進め、身近な地域で医療や介護の相談ができる体制の充実に取り組みます。</p> <p>在宅において24時間365日様々な療養支援が受けられるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の整備を促進します。</p> <p>第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施設サービス・在宅サービスを充実するとともに、練馬光が丘病院跡施設において、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年4月の開設を目指します。</p>	○
109	戦略6	6-1	高齢者の就業先事業者の事業内容および会計などの情報公開を求め、安心して働けるよう求める。	<p>高齢者が安心して働けるよう、就職前に職場体験・見学ができるシニア職場体験事業を実施しています。本事業は、ハローワークと連携し、求人票を提出している企業を体験先としているため、体験前に企業の情報を確認できます。また、体験等により業務内容や職場の雰囲気を確認することもできます。</p>	○
110	戦略6	6-3	少子高齢化により社会保障費増大や働き手不足が明らかなので軽作業にかかわらず、やる気に応じて普通の作業もできるようにしてほしい。介護施設にかかわらず、農作業や公園清掃等幅広く準備してほしい。結果として、就労による納税や消費も期待できる。	<p>高齢者が介護施設等で軽作業を行う介護施設業務補助事業のほか、職場体験事業やシニアセカンドキャリア応援事業など、就労を含め積極的に社会活動に参加するための支援を行っています。</p>	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
111	戦略6	6-4	区の保有する医療・健診・介護データを活用する事業は、国が進める「介護予防・フレイル対策」として、介護保険の地域支援事業や国民健康保険事業の一体的な実施であることは理解している。個別訪問などによる、アウトリーチが大切であることは、否定しない。しかし、介護予防として「生活ぶりを把握しての支援」を行っているが、生活に立ち入ることになりかねず賛成できない。本人の意向を尊重し、過干渉にならない呼びかけにとどめるべきである。	区は医療・健診・介護等のデータを活用し、高齢者の健康を総合的に支援する「高齢者みんな健康プロジェクト」に取り組んでいます。高齢者保健指導専門員による訪問相談の実施にあたっては、事前に訪問の目的等を郵送でお知らせするなど、連絡を丁寧に行い、高齢者に寄り添って支援しています。高齢者本人が安心して、楽しみ、交流できるよう、本人の意向を尊重しながら各地域で行う介護予防活動につないでいきます。	□
112	戦略6	6-5	街かどケアカフェを10～20か所くらい増やしてほしい。現在は2か所(江古田と高松)だが、更に展開してほしい。	交流・相談・介護予防の拠点となる街かどケアカフェを令和2年度までに26か所設置しました。令和3年度、薬局との連携による2か所を含め、4か所増設し、合計30か所となりました。 今後も薬剤師会や、地域住民のサロン活動との協働により増設します。また、敬老館の機能転換による増設の準備を進めます。	○
113	戦略6	6-9	高齢者を対象としたスマホ教室の実施人数を拡大してほしい。	令和4年度もはつらつセンターや敬老館でスマホ教室を継続するとともに、高齢者がスマートフォン等の操作に関して、気軽に相談できるようにします。スマホ教室の実施回数を増やすなど、定員を拡大します。	◎
114	戦略6	6-9	高齢者のICT活用支援のための方法や内容を検討し、支援の場を増やしてほしい。	はつらつセンターや敬老館、地区区民館では、スマートフォン、タブレット、パソコンなどの各種教室や相談会を実施しています。引き続き、高齢者のデジタル格差解消を目指します。	○
115	戦略6	—	高齢者と一くくり、諸施策が語られるが、現実には、超高齢者と70～75歳を中心とする団塊世代が地域社会では断絶して生活している。超高齢者はある程度組織化されているが、団塊世代以下の高齢者が、居場所をなくす、または築けないことが危惧される。	街かどケアカフェは、世代を問わず、地域住民が気軽に立ち寄れる場です。高齢者向けの介護予防や健康増進のイベントを多く実施していますが、絵本の読み聞かせや近隣の保育園との交流など、多世代交流の取組も実施しています。 今後も、様々な世代の方々のご意見を伺いながら、地域の皆様の利用しやすい事業運営を行っていきます。	□
116	戦略6	—	「元気高齢者」という言い方は差別的用語とみなされる恐れがある。社会問題になる前にただちにやめてほしい。高齢者は様々な事業に参加していく中で「元気」になっていく。	要介護認定を受けていない高齢者を「元気高齢者」としています。高齢者の約8割は要介護認定を受けておらず、地域の支え手として、様々な場面での活躍が期待されています。 このため区では、就労を含め高齢者が積極的に社会参加するための支援をしています。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
117	戦略6	—	区独自の介護予防事業の充実において、食事・睡眠についても、保健所と連携して講習等を充実してほしい。	高齢期の栄養講座については、介護予防教室、はつらつまつり、街かどケアカフェで年間24回程度実施しています。令和4年度から、街かどケアカフェでのミニ講座について健康部の栄養士と連携し、内容を充実していきます。また、高齢期の睡眠については、健康部と連携し作成している介護予防小冊子「はつらつまつり手帳」に記載しています。今後も、関連部署が連携し、高齢者の介護予防と健康づくりに取り組めます。	□
118	戦略6	—	シニアセカンドキャリア応援プロジェクトについて、シニアよりも、ミドル(40代～50代の失業者)を対象とした支援の方が真に求められるのではないかと。	コロナ禍において、広く区民の就労活動を支援することが求められているため、ハローワーク池袋と共催して、就職面接会を実施しています。引き続き、区民の就労支援に取り組んでいきます。 また、高齢者が積極的に社会活動に参加するための支援の充実が求められているため、高齢者を対象とした就職や地域活動への参加促進にも取り組んでいます。	□
119	—	—	地域コミュニティを育むという視点が重要であるが、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを考えるうえでも、配慮する必要がある。	ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯が増加していることから、地域で高齢者を支える体制が重要です。区は、地域包括支援センターと区民ボランティアによる訪問支援、町会・自治会、民生委員、事業者など地域の方々との連携による高齢者の見守り活動、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとの連携体制の構築などに取り組んできました。引き続き、地域包括支援センターを中心に、地域の連携強化を図り、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。	□
120	—	—	多世代が交流できるイベント等を開催することで、町全体で子育てや高齢者の見守りを進められる雰囲気があると、よりよいと思う。	児童館や街かどケアカフェ、敬老館等では、高齢者が昔遊びを教えたり、子どもたちが歌や太鼓を発表するなど、目的に応じて多様な世代が交流できる事業を実施しています。また、地域の公園等を利用した外遊び事業でも多世代交流を実施しています。今後も多世代交流事業を実施し、地域で顔の見える関係作りを支援していきます。	□
121	—	—	敬老館の入浴については、利用してきた方への聴取など、十分に行い、今後のあり方を示してほしい。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止をしている浴室の利用について、休止前の利用状況、再開の際に生じる修繕費、再開後の運営費を考慮しながら、今後のあり方を検討します。	△



No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち					
122	戦略7	7-1	石神井町福祉園用地に整備する重度障害者グループホームへの入所に当たっては、身体障害と知的障害で入所決定を分けるなど、知的障害者への配慮をしてほしい。	石神井町福祉園用地に整備する重度障害者グループホームの整備室数や入居者の決定方法等については、グループホームの整備状況やニーズを踏まえて検討します。 なお、令和3年2月に開設したゆめの園上宿ホームでは、主に1階が肢体不自由のある方、2階・3階が知的障害のある方が入居しています。知的障害のある方に配慮した上で、入居者の決定を行っています。	△
123	戦略7	7-1	重度障害者のグループホームの報酬単価が上がる中、中軽度障害者グループホームの増設は親亡き後の住まいの場の確保としてますますニーズは高まると思う。ただ、親も本人も高齢化してからの利用となると、環境の変化等への対応に不安が生じる。若い時から体験を通じてスムーズに利用ができるようにしてほしい。また、親が高齢化を迎える前から、相談支援等から案内をし、本人、親が生活の場を選べるように勧めてほしい。	重度障害者グループホームに相談支援とショートステイの機能を備えた多機能型地域生活支援拠点であるゆめの園上宿ホームでは、中軽度障害者の方も含め、グループホームの体験利用を行っています。今後、石神井町福祉園用地で整備予定の重度障害者グループホームにおいても、同様の機能を整備し、グループホームの体験利用を行う予定です。区では、多機能型地域生活支援拠点のほか、4か所の地域生活支援センターを中心とした面的整備型地域生活支援拠点を整備し、将来の地域生活に向けた相談や支援を行っています。	△
124	戦略7	7-1	しらゆり荘も民営化にあわせ、重度の方を対象としたグループホームが開設されるのか。	重度障害者のグループホームのニーズは高い一方、整備が進みにくいことから、しらゆり荘についても今後の状況を踏まえ、事業者と協議していきます。	△
125	戦略7	7-1	グループホームの整備について、今までは軽度中心のグループホームが多かったのですが、今回の計画で中軽度障害者グループホームの記載がされたのは有難い。一方で、「中軽度」と「重度」のはざまにある障害者を受け入れてくれるグループホームがなく、切迫している状況にある。住まいの確保について、障害の重度化に対応できる中軽度のグループホームの整備促進を望む。整備費補助など、民間事業者の開設支援をしてほしい。	区では、中軽度のグループホームを開設する民間事業者に対して、開設に係る情報提供や開設準備経費などの整備費補助を行っています。今後も、障害者のニーズを踏まえながら、地域で安心して暮らし続けるための住まいの確保を進めていきます。	○
126	戦略7	7-1	医療的ケアに対応したグループホームは少ないと聞く。住み慣れた地域で生活し続けられるような施策を希望する。	医療的ケア等がある重度障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、整備するグループホームの機能について、今後検討していきます。	△
127	戦略7	7-1	グループホームの開設計画は地域性を考慮して設置されているのか。	グループホームの建設には適している用地が必要です。区の土地を活用してグループホームを建設する際は、可能な限り地域的な偏りが生じないように配慮していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
128	戦略7	7-1	中軽度のグループホームは増えているのか。また、新規に開設されたグループホームの情報はどこで確認できるのか。	中軽度のグループホームは年間30室の増加を目標として整備を進めています。新規に開設されたグループホームの情報は東京都の障害者サービス情報のホームページで確認ができます。	○
129	戦略7	7-1	石神井町福祉園用地にできる施設で入浴支援が始まると聞いたが、どのような方が対象になるのか。	石神井町福祉園用地に整備予定の施設で入浴支援を行う予定はありません。(仮称)高野台福祉園では、身体障害のある方を対象とした入浴支援を実施する予定です。	—
130	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイについて、各病棟スタッフによる看護のみに頼るのではなく、短期入所専門の職員を配置し、スキルの高い職員によるケアが受けられるような運用をお願いしたい。	練馬光が丘病院で開始する医療型ショートステイは、病院の空床を活用することを想定しており、短期入所専門の職員を配置する予定はありません。他事業所への視察や研修を実施する等、安心して利用できる体制を整備するため、今後、病院側と協議を進めます。	△
131	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイについて、受け入れにあたり、慎重に対応するためにも、今後携わる方々に研修の機会を設けてほしい。	他事業所への視察や研修を実施する等、安心して利用できる体制を整備するため、今後、病院側と協議を進めます。	△
132	戦略7	7-2	練馬光が丘病院で開設されるショートステイでは、夜間も医療的ケアを実施してほしい。また、受けられる医療的ケアの内容に制限はあるか。	ショートステイは基本的に宿泊を伴うため、夜間対応できるものと考えています。ショートステイ利用にあたっての条件等については、今後、病院と協議を行っていきます。	△
133	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイの整備について、「その他施設との調整」とあるが、各地域(4圏域)にそのような受け皿が整備されるとよい。	今後の整備数については、練馬光が丘病院における利用状況等を踏まえて検討していきます。	△
134	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイが開設されることを大変嬉しく思う。着実に整備してほしい。	練馬光が丘病院において医療的ケアに対応したショートステイを開設することで、家庭で長時間医療的ケアを行っている家族の負担軽減につながるものと考えています。今後、練馬光が丘病院における利用状況等を踏まえ、他の施設での実施に向けた検討を行います。	○
135	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイについて、新興感染症等の緊急事態を除いては、可能な限り受け入れ枠を一定数確保できるよう病院と交渉を進めてほしい。	練馬光が丘病院で開始する医療型ショートステイは、病院の空床を活用することを想定しています。できる限り多くの方が利用できるよう、定員や利用方法等について、今後、病院側と協議を進めます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
136	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイは、高度な医療的ケアが必要な方も利用できるようにしてほしい。 (他、同様2件)	練馬光が丘病院では、病院の空床を活用した医療型ショートステイとすることを想定しています。定員や、ショートステイ利用にあたっての条件等については、今後、病院と協議を行っていきます。	△
137					△
138					△
139	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイを練馬光が丘病院に整備するとはどのような内容か。		—
140	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイの定員は何人か。 (他、同様1件)		—
141					—
142	戦略7	7-2	練馬光が丘病院の医療的ケアに対応したショートステイは医療的ケアがあれば誰でも利用できるのか。 重症心身障害者通所事業では人工呼吸器の方は家族の付き添いが必要だが、ショートステイも付き添いが必要か。	医療型ショートステイの対象は、医療的ケアのある重症心身障害児者などの要件があります。 ショートステイはご家族の負担軽減等を目的に行うため、基本的にご家族が付き添う必要はありません。	—
143	戦略7	7-3	区内特別養護老人ホームのショートステイは、場の確保には有効だと思うが、支援者に障害特性をよく理解してもらうよう研修の実施や本人の状況を理解することが重要である。単に預かりではなく、本人の課題行動が増幅することなく安心したショートステイにしてほしい。	開設に向けて、事業者が研修や障害福祉サービス事業所への視察を実施する等、障害理解の向上や具体的な支援方法の検討に取り組んでいます。相談支援事業所とも連携しながら、丁寧なアセスメント等を実施し、一人ひとり着実に受入れを進められるよう、事業者と協議していきます。 また、介護・障害分野の研修センターを統合し、介護サービスと障害福祉サービスの共通課題に対応する人材の育成を強化します。	△
144	戦略7	7-3	共生型サービスを活用したショートステイについて、特別養護老人ホームの受け入れは、軽度の医療的ケアが対象になると思う。事業者側の了解を得られるなら、中学の学区に1カ所程度、身近な場所で利用できるとよい。	今年度開設する事業所での運営状況を検証しながら、検討を進めます。	△
145	戦略7	7-3	共生型サービスを活用したショートステイはどのような方を対象とするのか。 ショートステイ施設は数が少なく予約が取りづらい。幅広く、いろいろな方が使えればよい。	今回開設するショートステイは、特別養護老人ホームで提供している介護内容等から、主に身体障害のある方を対象とします。その他の障害のある方については、個別にご相談ください。 特別養護老人ホームにショートステイを整備することは、障害者や家族の身近な地域において、選択可能なサービスを増やしていく新たな取組と考えています。今回開設する事業所での運営状況を検証しながら、検討を進めます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
146	戦略7	7-3	共生型サービスを活用したショートステイの充実について、特別養護老人ホームのように区内の身近な施設でショートステイが利用できることは大変助かる。	特別養護老人ホームにショートステイを整備することは、障害者や家族の身近な地域において、選択可能なサービスを増やしていく新たな取組と考えています。今年度開設する事業所での運営状況を検証しながら、検討を進めます。	○
147	戦略7	7-3	今回、共生型サービスでのショートステイは重度障害者が対象なのか。	短期入所の支給決定を受けている方が対象となります。今回開始する予定の事業所では、身体障害のある方を対象とする予定です。	—
148	戦略7	7-3	共生型サービスを活用したショートステイの使い方は現在と変更があるのか。利用方法について知りたい。また、定員は何人か。	使い方は他のショートステイと同じです。まずは、相談支援事業所へご相談ください。特別養護老人ホームにおいてサービス内容の説明やアセスメント等を実施します。定員は1名とし、特別養護老人ホームの空床を活用し障害者のショートステイを実施します。	—
149	戦略7	7-3	特別養護老人ホームでのショートステイの利用方法や申し込みについて教えてほしい。医療的ケアが必要な場合も対応してもらえるのか。	ショートステイの利用にあたっては、総合福祉事務所での支給決定が必要です。支給決定を受けている方についても、まずは相談支援事業所へご相談ください。特別養護老人ホームにおいてサービス内容の説明やアセスメント等を実施します。なお、特別養護老人ホームで実施している一部の医療的ケアについては、対応できる場合があります。個別にご相談ください。	—
150	戦略7	7-4	(仮称)高野台福祉園が開設されることは、大変嬉しく思う。希望者は週5日通所できるようにしてほしい。また、入浴サービスに期待する。	(仮称)高野台福祉園で実施する重症心身障害者通所事業は、最大週5日の通所が可能になる予定です。また、機械浴槽による入浴サービスを提供する予定です。	○
151	戦略7	7-4	区立施設の重症心身障害者通所事業は現状、週3日通所が原則となっているが、希望者は週5日通所できるように日中活動の場の充実をしてほしい。	区立施設の重症心身障害者通所事業については、可能な限り多くの利用希望者が通所できるよう、週3日としています。今後、利用状況や特別支援学校の卒業生の見込み等を踏まえ、通所日数について検討していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
152	戦略7	7-4	<p>今後の特別支援学校の卒業生数を踏まえて、卒業後の日中活動の場である重症心身障害者通所事業の定員を確保してほしい。</p> <p>心身障害者福祉センターの大規模改修は、(仮称)高野台福祉園開設後の重症心身障害者の通所整備も見据えての改修としてほしい。</p>	<p>区立福祉園等の重症心身障害者通所事業については、今後とも必要な支援が提供できるよう、特別支援学校と連携を図り、利用を希望する方の把握を進めていきます。</p> <p>心身障害者福祉センターの大規模改修にあたっては、利用状況や今後の利用見込み等を踏まえ、重症心身障害者通所事業の定員について検討していきます。</p>	△
153	戦略7	7-4	<p>就労継続支援B型に生活介護を併設する仕組みを知ることができた。「働きたい」「仕事をしてみたい」という思いがあるなか、高齢化して通えなくなった方はたくさんいると思う。区立の福祉作業所だけでなく、民間の福祉作業所にも広げ、次世代の方達にはぜひ同じ場所に通えるシステムを作してほしい。</p>	<p>利用者の高齢化や、障害の重度化に対応した日中活動の場の確保は、必要と考えています。</p> <p>通い慣れた施設において引き続きサービスを提供できるよう、区立の福祉作業所での取組について、民間の就労継続支援B型事業者とも情報共有していきます。</p>	○
154	戦略7	7-4	<p>(仮称)高野台福祉園の開園は令和4年10月と聞いているが、3月に特別支援学校を卒業して今年の4月に入園を希望する方はどうなるのか。利用者調整はどのように行うのか。</p>	<p>開園は、令和4年12月の予定です。4月から開園までの間は、石神井町福祉園に通所していただく予定です。</p> <p>(仮称)高野台福祉園の定員を満たすまでは、区立福祉園と同様に区の利用者調整会議で決定します。それ以降は、施設独自に利用者の調整を行う予定です。</p>	—
155	戦略7	7-4	<p>(仮称)高野台福祉園は令和4年度工事・開設とあるがいつから開設されるのか。</p>	<p>令和4年12月に開設する予定です。</p>	—
156	戦略7	7-4	<p>(仮称)高野台福祉園にショートステイはあるのか。</p>	<p>ショートステイ事業はありません。生活介護事業、重症心身障害者通所事業および日中一時支援事業(入浴サービス)を行います。</p>	—
157	戦略7	7-4	<p>(仮称)高野台福祉園では入浴サービスを実施することだが、今後、他の福祉園においても入浴サービスを導入するのか。</p>	<p>(仮称)高野台福祉園では、生活介護事業終了後に、日中一時支援事業として入浴サービスを実施する予定です。日中一時支援事業は、当該福祉園利用者以外の在宅の身体障害者を対象とする予定です。</p> <p>現在、谷原フレンドで入浴支援サービスを行っています。他の福祉園においては、入浴設備を設置する場所の確保等の課題があることから、現在のところ、導入する予定はありません。</p>	—

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
158	戦略7	7-7	学校から直接就労する人が年々増加している。学校側には定着支援があるが、一定期間のうちにレインボーワークに引き継がれる。生活面等も含め、就労した後が非常に大切なので、この移行を一人も見逃さず、引継ぎしてほしい。また、中途退職した後も継続して就労支援をしてほしい。	練馬区障害者就労支援センター(レインボーワーク)では、特別支援学校から就職した方に対し、教員と共に企業訪問をする等、学校と連携を図りながら円滑な支援が実施できるよう引継ぎを行っています。 また、中途退職した方に対しても、再度企業に就職し働き続けられるように、相談や企業とのマッチング等の支援を行っています。	□
159	戦略7	7-7	就労支援の充実について、工賃向上を阻害している大きな原因は販売場所の不足である。区においても販路の確保、区施設における販売場所の常設をしてほしい。 また、販売場所については、障害理解促進の観点からも、区施設以外の常設のショップ設置をしてほしい。	今年度、区は本庁舎アトリウムでの自主生産品販売会「ねりいち」を週4日から週5日に増やし、あわせて10月から民間商業施設ココネリでの販売を開始しました。常設ショップの経営には、店舗の確保や管理者の選定などの課題があり、現在のところ、設置は困難と考えています。 引き続き、工賃向上を図るため、販売機会の拡大に取り組んでいきます。	□
160	戦略7	7-7	農福連携は区の障害者施策で進んできたものではない。農家の高齢化、担い手の不足という都市農業政策の課題解決として民間福祉事業所が協力してきた。民間事業所が努力してきた成果を区の計画で進んできたことと表現されることに違和感がある。	農福連携は、障害者施設と農業者の双方にメリットがある取組として民間で広がってきましたが、これまでは障害者施設または農業者が自らそれぞれ連携先を見つける必要がありました。区では農福連携を意義ある取組と考えており、両者がより連携しやすくするため、練馬区障害者就労支援センターで両者をマッチングする仕組みを整えました。 引き続き、区ならではの農を活かし、更なる農福連携の取組を支援していきます。	—
161	戦略7	7-7	農福連携といった事業には手話通訳がつくのか。手話通訳が配置されれば、販売などに参加できる。	障害者施設と農業者の連携を想定しており、連携施設を増やす方向をお示しています。 手話通訳の配置が必要な場合は、障害者施設での対応をお願いしています。	—
162	戦略7	7-7	事業所の農福連携の取組はどのような内容か。	農作業や農産物の販売、農産物を使用した加工品等の製造・販売を行っています。 農福連携の効果としては、事業所にとっては働く場の確保、生きがいや自信の創出が挙げられます。農業者にとっては、働き手の確保、作業の効率化が挙げられます。 今後も、練馬区障害者就労支援センター(レインボーワーク)が中心となり、農業者と事業所をマッチングし、農福連携を進めていきます。	—

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
163	戦略7	7-8	聴覚障害や視覚障害など、多様なコミュニケーション手段を通じて情報保障を求める声大きい。コミュニケーションとなると、情報の受信とそれに対する発信の力が必要である。意思の表出が困難な知的障害者には「意思疎通」が困難な人が多く、受信、発信ともに工夫が必要である。より分かりやすい表現や本人の思いを汲む配慮を加えてほしい。	障害者一人ひとりの自立した地域生活を支えるためには、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実することが求められています。 令和4年度に、様々な生活場面ごとに具体例を示した区民・事業者向けの障害者とのコミュニケーションガイドブックを作成します。ガイドブックには、意思の表出が困難な知的障害者の特性を踏まえ、文字だけでなく絵や写真を示すなどの具体的な方法を記載する予定です。またガイドブックを活用し、小売店等の事業者向け研修や、区民向け「(仮称)コミュニケーションパートナー養成講座」を実施し、意思疎通支援の充実に取り組みます。	○
164	戦略7	7-8	障害者の意思疎通に関する条例の内容に、重症心身障害児(者)のこを入れてほしい。	「(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例」は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を充実することを目的としています。条例の制定に合わせ重症心身障害児(者)の方などを対象に、情報支援機器の利用支援やコミュニケーション理解の促進等の取組を実施します。	○
165	戦略7	7-8	意思疎通条例が出来るといふ。ICT利用もあってよい。しかし、聴覚障害者のいる施設には手話通訳者が必要だ。そのようなことも含めて計画を策定してほしい。	障害者一人ひとりの障害特性に応じた多様な意思疎通手段を充実することにより、障害者の社会参加を促進し、障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指し、「(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例」を制定します。 令和4年10月から、現在実施している手話通訳者の派遣・設置事業に加え、すべての庁内窓口において区のタブレット端末を利用した手話オペレーターによる遠隔手話通訳を開始します。	○
166	戦略7	7-8	情報支援機器の利用支援とはどのようなものか。	心身障害者福祉センターにおいて、ICT活用など情報支援機器の利用を支援する団体と連携し、視覚障害や聴覚障害、難病、脳性麻痺等の方を対象とした、情報支援機器の相談・体験や貸出、操作方法のサポート等を開始します。また、重度障害者の情報支援機器の利用を促進するため、障害者施設の職員等を対象とした情報支援機器の研修を実施します。	—
167	戦略7	7-9	地域移行・定着の支援は不要。	「入院医療中心から地域生活中心へ」という国の精神保健医療福祉施策の理念のもと、精神科病院の長期入院患者等の地域移行・定着を支援する必要があります。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
168	戦略7	7-9	ニーズは一人ひとり違う中で、居場所マップはどう支援につながるのか。	精神障害の当事者やご家族の声を反映し、相談先や仲間づくりといったテーマ別に分類した居場所マップを作成します。当事者やご家族への支援は個々のニーズに応じて行われるものであり、今回作成するマップは、ご相談のきっかけや支援のツールとなることを期待しています。	—
169	戦略7	7-10	大泉福祉作業所における生活介護事業の開始にあたり、送迎は実施されるのか。	送迎サービスの導入を予定しています。	○
170	戦略7	7-10	福祉作業所の機能見直しについて、区立作業所を民営化する際に生活介護を開始するとあるが、どのような支援が予定されているか。	生活介護を開始する目的は、福祉作業所に現在通っている方の重度化・高齢化への対応です。通い慣れた施設において、引き続きサービスを提供できるよう、生活介護を開始することとしました。このため、現段階では当該施設の利用者以外の受け入れを想定していません。民営化後の対応については、区と法人で協議していきます。	—
171	戦略7	7-10	福祉作業所の機能見直しについて、生活介護の開始にあたっては、当該施設の利用者以外の受け入れも想定しているか。	支援内容については、ゆったりとしたペースでの作業や日中活動プログラムの実施を予定しています。	—
172	戦略7	7-10	大泉福祉作業所が生活介護を始めた場合、生活介護の対象者は、大泉福祉作業所の利用者に限定されるのか。		—
173	戦略7	7-12	こども発達支援センターでの一時預かり事業の対象者と内容を教えてほしい。	対象は障害児および発達に心配のある未就学児(乳児除く)から小学生を想定しています。一日3名程度の受け入れを予定しており、宿泊や送迎はありません。	—
174	戦略7	—	今回の計画策定に当たって、医療的ケア児支援法の制定による「医療的ケア児支援センター」の設置を検討したか。	医療的ケア児支援センターは都道府県が設置することとされています。区では、東京都が設置する医療的ケア児支援センターと連携した、児童の成長発達や家族の負担軽減、医療的ケア児等コーディネーターの配置などにより、医療的ケア児への支援充実に取り組みます。	※
175	戦略7	—	医療的ケア児支援センターの開設を次期計画に位置付けてほしい。練馬区においては障害児だけではなく、障害者も対象としてほしい。		※
176	戦略7	—	個々の特性に応じた情報支援機器の活用について、現在、特別支援学校では、1人1台パソコンを配付され利用している。今後、アプリ購入に対する助成等も受けられるようになるか。	日常生活用具事業では、上肢障害の程度が1級または2級の方、または視覚障害の程度が1級または2級の方に情報通信支援装置としてアプリ等を給付対象としています。多様な障害に応じて、スマートフォンのアプリ等も充実してきています。対象となるアプリ等の種類については、利用される方のご意見等を踏まえ、検討していきます。	□
177	戦略7	—	戦略計画7の「今後の課題」の表記について、家族の負担軽減が最前面に出ている。障害当事者を中心に据えた表現がよい。	区は、障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、地域の中で自立して暮らし続けられることができる共生社会をめざしています。主な取組でも「障害者とその家族を支える取組の推進」と掲げました。	○



No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
178	戦略7	—	障害児支援について、児童が小学生、中学生のうちから、卒業後の生活に向けた準備や働きかけ、相談場所があるとよい。	18歳までのお子さんのご相談は、こども発達支援センターで受け付けています。卒業後の地域生活について学校等と連携して取り組む等、今後も相談体制の充実に努めます。	□
179	戦略7	—	身体障害者、特に高次脳機能障害者で自立訓練を終了した方が通所する日中活動先が不足しているため、充実してほしい。	心身障害者福祉センターにおいて地域活動支援センターⅢ型事業を実施し、自立訓練を終了した方の通所先を確保しています。引き続き、区内事業所の整備状況やニーズを踏まえ、適宜事業者への情報提供を行うことで、個々の状況に応じた通所先の確保に努めていきます。	□
180	戦略7	—	高齢聴覚障害者のための老健施設建設の計画はないのか。 高齢者施設の職員が手話を学んだだけでなく、聴覚障害のある職員を採用する必要がある。	区が、聴覚障害者専用の介護保険施設を開設することは困難です。 利用者への配慮がなされるよう引き続き運営事業者に要望していくとともに、練馬福祉人材育成・研修センターにおいて、聴覚障害者の特性や対応方法について理解を深める研修を実施していきます。	※
181	戦略7	—	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業は訪問看護ステーションの看護師の不足で思うように使えない。 重度訪問介護事業も職員体制が整っている事業所が見つからない。看護師・ヘルパーが不足している状態を区はどう補っていくか考えてほしい。	重症心身障害児(者)が在宅での生活を安心して継続していくためにも、訪問看護ステーションの看護師の確保は大きな課題です。 区では、事業者の人材確保を支援するため、ハローワーク等と連携し、就職支援セミナーや就職面接会等を開催しています。 区内で必要とされる福祉人材の安定的な確保・育成・定着につなげられるよう、事業者の支援や従事者の資格取得助成等の取組を引き続き実施していきます。	□
182	戦略7	—	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業において、特別支援学校への訪問看護師の派遣を認めている区がある。家族の負担軽減のため、練馬区でも対応できないか。	特別支援学校への付き添いがご家族の負担となっており、負担軽減を図ることは必要と考えています。 ご家族の付き添いがなくても、児童生徒が安心して学校に通える体制を整えるよう、東京都へ要望していきます。	—
183	戦略7	—	65歳で介護保険サービスへ移行となるが、現状の障害福祉サービスは利用できるのか。	65歳以上のお方および医療保険に加入している40歳から64歳で特定疾病(16種類)が原因でサービスを必要とする方は、原則として介護保険サービスが優先します。 しかし、介護保険にはないサービスや障害特性や心身の状況等により必要なサービスがある場合には、その時のご本人の状況にあった活動やサービスを選択できるようにしています。 具体的なサービスの組合せなどについては、相談支援事業所、地域包括支援センターもしくはケアマネジャーにご相談ください。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
184	戦略7	—	生活介護事業の送迎バス車内で医療的ケアが必要なため、家族や自己負担で契約したヘルパーがバスに同乗しており、経済的にも負担となっている。送迎バスへの看護師の同乗を制度化できないだろうか。	送迎中の医療的ケアの対応については、区としても課題だと認識しています。生活介護事業として、送迎バスに看護師を同乗させることは、現在の人員体制等の面から困難ですが、今後、特別支援学校等の事例を参考に、送迎中の医療的ケアへの対応策について検討していきます。	—
185	戦略7	—	各福祉園の通園バスの運行区域が整理された。今後、新設されるグループホームの方々が現在通所している福祉園に引き続き通えるようにしてほしい。	通園バスの運行区域については、乗車時間が長いことによる利用者の心身への負担、支援時間への影響や災害対応などの課題がありました。そのため、お住まいと通所場所を一定のエリア内とするよう運行区域を見直したものです。見直しにあたっては、平成31年度から令和3年度までの移行準備期間を設け、転園先となる福祉園でも安心して支援が受けられるよう、丁寧に引き継ぎ行っています。大泉つつじ荘は、重度障害者グループホームへの転換に伴い、入居された方には転園等も含めた調整を行いました。今後、石神井町福祉園用地に開設予定のグループホームは大泉学園町福祉園と(仮称)高野台福祉園の運行区域内となります。	—
186	戦略7	—	通園バスの運行区域を優先してグループホームに入居するために転園するのではなく、本人の生活を第一に考えてほしい。	通園バスの運行区域については、乗車時間が長いことによる利用者の心身への負担、支援時間への影響や災害対応などの課題がありました。そのため、お住まいと通所場所を一定のエリア内とするよう運行区域を見直したものです。	—
187	戦略7	—	福祉園の送迎バス運行経路変更に伴い、バス停が遠方に移ったことで高齢の親が送迎不可能になり困っているという相談を受けている。福祉園の整備に伴い、既存の福祉園利用者の通所手段確保に影響が出ないように考慮してほしい。	現在のグループホームの整備状況から、全ての皆様の希望に添えない状況もあります。個々のご事情等につきましては、総合福祉事務所・相談支援事業所・福祉園等の関係機関にご相談ください。	—
188	戦略7	—	通園バスの運行区域は、平成30年度に示されたものと変わらないか。	運行区域の変更はありません。	—
189	戦略7	—	福祉施設では人材確保ができず困っていると聞く。職員募集にかかる費用の助成はあるのか。	職員募集にかかる費用の助成は行っていないませんが、事業者の人材確保を支援するため、ハローワーク等と連携し、就職支援セミナーや就職面接会等を開催しています。また、区民向け基礎研修を実施し、福祉職として働くことの魅力を伝え、福祉人材のすそ野を広げる取組を行っています。	—

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
190	戦略8	8-1	<p>戦略計画8の「今後の課題」欄で、子どもの貧困が7人に1人の実態のもと、ひとり親家庭への経済的支援の拡充をはかることは緊急の課題。そのため「4・5年度の主な取組」として、ひとり親家庭に対し、新年度に向け、区独自の緊急一時金を支給すると明記すべき。</p>	<p>区では、ひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての3つの支援を組み合わせ提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を平成29年度から開始し、現在、23区最多の26事業を実施しています。</p> <p>コロナ禍において、区独自のひとり親家庭臨時特別給付金や国のひとり親世帯臨時特別給付金などの支給を実施しており、現在のところ、新たに区独自の給付金を支給する考えはありません。</p> <p>引き続き、就職や収入の増に結びつきやすい資格取得の促進や、ハローワークと連携した就職・転職の支援など、就労によるひとり親家庭の自立を支援していきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が、生活・就労・子育てに与えた影響など、ひとり親家庭の状況について令和4年度に調査を実施します。調査により把握したニーズを踏まえ、5年度から自立に向けた支援策を更に充実します。</p>	※
191	戦略8	8-2 8-3	<p>区内一人暮らしの高齢者の約半数(約2万2千人)は、所得ゼロ。他に約5千人は月所得4万円以下である。年収100万円以下も3,300人とある。こうした人たちへの対策は、このアクションプランからは見えてこない。</p>	<p>ひとり暮らし高齢者を支援するため、地域包括支援センターの訪問支援員が自宅を訪問の上、健康や生活上の困りごとを聞き取り、関係機関と連携して対応しています。また、生活にお困りの方の相談窓口である生活サポートセンターでは、相談者の生活状況を丁寧に伺い、適切な支援につなげています。</p> <p>改定アクションプランには、地域包括支援センターの増設や生活サポートセンターの相談支援員の増員など支援体制の充実についてお示ししています。</p>	○
192	戦略8	8-2	<p>相談事業の拡充に意味があるのか。「相談」による効果がわからない。住居確保給付金や緊急小口資金の要件の説明であれば、あいまいに相談と書くべきではない。</p>	<p>生活にお困りの方の相談支援窓口である生活サポートセンターでは、支援員が相談者の生活状況を丁寧に伺い、住居確保給付金や資金貸付、家計改善支援のほか、ハローワークや人材派遣会社と連携した就労支援などの適切な支援につなげています。</p> <p>増加が見込まれる生活困窮者の生活相談に迅速かつ適切に対応するため、生活サポートセンターの相談支援員を増員するなど、相談支援体制を充実します。</p>	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
193	戦略8	8-3	<p>福祉事務所のケースワーカーの増員の必要はない。事務の効率化・簡素化で事足りる。就労サポーターの増員も効果がない。区としては困窮者向けのシルバー人材センターのような外郭団体の間口を広げる施策が効果的である。</p> <p>生活保護に関しては、長期受給を問題とすべき。保護費の半分は医療扶助で占められており、多すぎる。保護の実施にあたり、区外の第三者機関を設置すべきである。</p>	<p>区では、生活保護受給世帯の自立支援を強化するため、ケースワーカー等を増員し、令和元年度に適正な人員を確保しました。今後も適正なケースワーカー等の人員(1人あたり80世帯)を確保し、「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」の4つを重点項目として、生活保護世帯の自立支援に取り組めます。特に就労支援については、ケースワーカーと就労サポーター、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで切れ目ない支援を実施します。</p>	※
194	戦略8	—	<p>長引くコロナ禍で、練馬区内にも職を失ったり、過酷な条件で働いている方が増えているのではないかと。戦略計画8の中で、これらの方々に対する支援をしっかりとやってほしい。</p>	<p>区では、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活にお困りの方に対し、生活相談コールセンターの設置をはじめ、住居確保給付金や区独自の生活再建支援給付金の支給など、生活保護に至る前の支援を積極的に実施してきました。</p> <p>今後、改定アクションプランに基づく取組を着実に推進し、生活困窮者一人ひとりの生活に寄り添った、きめ細かな支援を実施していきます。</p>	○
195	戦略8	—	<p>戦略計画8の「今後の課題」欄で非正規就労の割合の高いひとり親家庭のことが記されているが、それであれば、区で働く非正規雇用は正規雇用に雇用契約を変えるべき。</p>	<p>正規職員の採用は、地方公務員法に基づき、平等取り扱いの原則や客観的な能力実証により行っているため、非正規雇用者(非常勤職員)の雇用形態を正規雇用に転換することは制度上できません。</p>	※
196	戦略8	—	<p>練馬の特産品をECサイトで販売し、運営を区内の就労移行支援事業所に委託すれば、ひきこもりや生活保護受給者の就労支援になるのではないかと。</p>	<p>令和4年度に、区では障害者施設の自主生産品を販売するECサイトを集めたウェブサイトを開設し、障害者施設の販売力強化を図っていきます。</p>	※
197	戦略9	9-3 9-4 9-5 9-6	<p>区内の病院にもっとかかりやすくしてほしい。</p>	<p>区内病院の整備促進と更なる病床の確保は、区の最重要課題の一つであることから、これまでも新病院の整備や既存病院の増床に取り組んできました。現在は、練馬光が丘病院の移転・改築事業、慈誠会・高野台病院の誘致および練馬光が丘病院跡施設の活用等により病床整備を進めています。これらの取組により、平成26年には約1,800床だった病床は、現在、計画している整備が全て完了する令和7年には約2,800床を超え、約1,000床の増床となります。引き続き、今後も病床の確保に取り組んでいきます。</p>	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
198	戦略9	9-3	順天堂病院にNICUの増設とあるが、区内で安心して出産できるように順天堂病院や練馬光が丘病院以外にも補助金などの支援をし、産科病床を確保すべきである。	区はこれまでも、周産期医療の充実に向けて久保田産婦人科病院の建て替えや、順天堂練馬病院の小児周産期センター設置を支援してきました。 練馬光が丘病院の移転・改築時には、産科病床(LDR含む)の増床も予定しており、引き続き充実に取り組んでいきます。	□
199	戦略9	9-5	光が丘病院の移転後の利用について、障害者、高齢者両方について近所で利用できることはありがたい。今後に期待する。	練馬光が丘病院跡施設における医療・介護の複合施設については、令和7年4月の開設に向けて、整備を進めていきます。	○
200	戦略9	—	区民の安全と安心を確保するため、いつでもどこでもPCR検査が実施するように大至急、体制を整備するとすべき。	区では、限られた医療資源等を有効に活用するため、症状のある方や感染者と接触歴がある方(接触者)の検査を優先しています。 なお、症状のある方や接触者にかかるPCR検査等の費用は東京都が公費負担を行っています。 また、東京都が、当面の措置として、感染リスクが高い環境にあるなど感染不安を感じる無症状の都民の方に対し、無料でPCR等検査を実施しており、区ではその情報をホームページに掲載して周知に努めています。	□
201	戦略9	—	新聞等では、毎日のように「居住地別の新型コロナ感染者数」の掲載があり区民として感染者数が気掛かりである。変異株の感染も急増している。区の接種モデルとして取り組んでいるが、感染者数も〇〇保健所管内、〇〇町単位の数値を示して、情報の共有を図り地域住民の意識向上を図る必要があると考える。	地域で暮らす方々の生活を脅かすような風評を生む恐れがあることから、区として町単位などで感染者数を公表する予定はありません。	※
202	戦略9	—	本文中の「薬剤師会」を「薬局」に修正してほしい。	区としては、薬剤師会に加入されている個々の薬局の総称として「薬剤師会」と表現しています。	※
203	戦略10	10-1	みどり健康プロジェクトについて、どれくらいの効果を見込んでいるのか不明確。区民の何%が実施するのか。	健康インセンティブ事業は新たにねりまちてくてくサブリに登録していただけるきっかけになると考えています。インセンティブ事業を実施するごとに、約1,000名の登録者が増えています。更に、その他の期間で約2,000名、合わせて年間約3,000名の方に新たに登録していただいています。登録者には、様々な健康づくりに関する情報を発信しています。 オンラインによる健康イベントでは、これまでの対面式の健康事業では参加しにくかった働く世代や子育て中の方などが参加しやすくなると考えています。	—

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
204	戦略10	10-2	正しい食生活に気をつけても、がんにかかることもある。家族ががんになった児童・生徒がいることに配慮し、「予防をすればがんにならない」「がんになった人は予防しなかった人である」といった印象を持たないように配慮することを求める。 また、この問題はがんだけでなく「認知症予防」にも言える。「健康であること」が、障がいや難病の人への差別や偏見につながらないように配慮すべきである。	がん予防教室を実施する前に、がんになった家族等の有無を確認するとともに、教室の実施にあたり「予防をすればがんにならない」といった誤解を与えないよう内容に配慮して行っています。今後も、すべての施策において、差別や偏見につながらないように配慮していきます。	□
205	戦略10	10-2	がんの子供のころからの健康教育については、モルヒネなど必要な麻薬もあることなど、正しい知識が必要。学校薬剤師との連携も必要。	小中学校への出張授業を開始しました。学校薬剤師との連携については、今後の検討事項とさせていただきます。	△
206	戦略10	10-3	自死の増加は「心の健康」の課題というより、経済的要因や病気などの健康に対する不安といった、自死に至る主要因を取り除く政策が効果的に機能しないと、減少しない。行政は、区民にかかわるすべての窓口等で、自死への兆候を見逃さない配慮が必要である。特に税金、保険料等の収納窓口での対応強化が求められる。練馬区内での自殺者をこれ以上増やさないために、職員全体での危機感の共有、女性や若者が相談しやすい電話やチャット、LINEなどによる相談窓口の周知を急ぐべきである。	区では、区職員ならびに区民の支援に携わる方向けに、「練馬区自殺予防対策の手引き」を作成し、自殺リスクが高いと思われる方を見逃さず、適切な支援へつなげる取組をしています。また、相談先がわからない方のための冊子「こころのいち相談窓口一覧」やカード型の相談先一覧等を作成し、周知に努めています。ホームページでもSNSや電話等、様々な相談先をご案内し、女性や若者にも情報を入手しやすい環境を整備します。	○
207	戦略10	10-3	ゲートキーパーはボランティアでよいのか。	ゲートキーパーの役割は、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、適切な相談機関につなげ、見守っていただくことです。一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識をもってもらい、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていただきたいと考えています。	○
208	戦略10	10-4	健診(検診)事業に、薬剤師会として協力したい。	引き続き、薬剤師会をはじめ、区内の医療関係者と連携して取り組んでいきます。	△
209	戦略10	10-5	がん患者支援連絡会に薬剤師会も参加したい。	薬剤師会は、これまで在宅で治療されている多くのがん患者を支援されています。連絡会にご参加いただき経験から得た知見をお借りしたいと考えています。よろしくお願いたします。	△
210	戦略10	—	父親向けの料理サイトを区のホームページに作ってはどうか。時間割、食材調達、レシピ、準備、片付けなどを共有し試食会など開催してはどうか。	父親向けと限定はしていませんが、健康的な食生活に繋がるようInstagramに野菜レシピ等を公開しています。 また、親子で健康的な食事の基本である一汁一菜の食事作りが体験できる「オンラインちゃんごはん」講座も開催しています。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
211	—	—	国において、重層的支援体制整備事業が開始されているが、練馬区は、地域包括支援センター、生活サポートセンター、障害部門が、それぞれ事業を行っている。今後は、どのように進めていくのか。	複合的な課題を抱える世帯に対しては、関係部署や関係機関が連携し、継続的に支援するため、庁内に調整を行う部署を設置し対応しています。 今後、どのような形で本事業が活用できるかを、国や他自治体の動向を注視しながら、検討していきます。	△
212	—	—	練馬区保健福祉サービス苦情調整制度を廃止にすべき。	練馬区保健福祉サービス苦情調整制度は、保健福祉サービスの利用に関する区民等からの苦情の申立てについて適切かつ迅速に対応することにより、保健福祉サービス利用者の権利および利益を擁護するためのものです。区民等にとり必要な制度であると考えため、今後も継続し、区民等からの苦情の申立てに対し適切かつ迅速に対応していきます。	—

#### 施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち

213	戦略11	11-1 11-11	大型震災の火災対策を検討してほしい。	地震発生時における出火および延焼拡大を抑えるためには、初期消火が重要です。区では、スタンドパイプ等の消火資器材の配備や、区民防災組織の訓練等の取組支援を通じて、地域防災力の向上を図っていきます。 また、老朽木造住宅が密集し、地震発生時の建物倒壊や延焼の危険性が高い地域では、道路、公園の整備や新たな防火規制の導入など、まちの防災性を高める取組を進めています。	○
214	戦略11	11-3	一般ビルの耐震補助と耐震化比率の実態把握をしてほしい。	区は「練馬区耐震改修促進計画」に基づき、耐震性に課題のある建築物を把握しながら耐震化に取り組んでいます。 特定緊急輸送道路沿道の耐震化率は96%、不特定多数の人が利用する大規模な建築物の耐震化率は95%です。	□
215	戦略11	11-3	「96%まで進みました」という表現から特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化に、非常に前向きに取り組んでいて練馬区がかなり進んでいることが分かった。 残る耐震化は難易度が高く住民の協力が不可欠である。行政に対して共感を得てもらえるような取組が望まれる。	特定緊急輸送道路の耐震化率96%という数字は、路線全体の進捗についてわかりやすく伝えるために、表現を工夫し、今回初めて記載したものです。 引き続き、建物所有者への個別訪問を行うなど、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に取り組んでいきます。	○
216	戦略11	11-3	賃貸住宅において、借主が耐震化をしたいと思っても、所有者の同意を得ることが難しく進まないことがある。 こういったケースに対しても耐震化が進む取組を求める。	区は旧耐震建築物の耐震化を促進するため、住宅の耐震助成を行っています。 引き続き、賃貸住宅の所有者に対して丁寧な説明を行い、耐震化を促進していきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
217	戦略11	11-4	ある程度の規模の地震が来たら間違いないで倒れるブロック塀が通学路にある。このようなお宅は高齢者の一人暮らしのケースが多いため、助成の申請を待つのではなく、能動的に改修のための訪問が必要。	区は平成30年度に区内の道路等に面するすべてのブロック塀等の危険度調査を実施しました。その調査結果に基づき、危険性が高い塀の所有者へ定期的に個別訪問を実施し、危険な塀を放置することの危険性や所有者のリスクについて説明し、助成金制度を案内しています。今後も、危険なブロック塀等の撤去に向けて取り組んでいきます。	○
218	戦略11	11-6	環境学習の視点から、各学校での雨水タンクの設置の検討を求める。	学校改築時に雨水タンクの設置を検討していきます。	△
219	戦略11	11-6	東京都にて大型調整池の長寿命化は既に行われている。数年前に予算規模まで記されていた。	練馬区総合治水計画に基づき、区民・事業者と協働で流域対策を推進するとともに、区では、公園などの公共施設を活用して雨水浸透施設を設置し、機能維持と長寿命化を図るため、適切な維持管理を推進します。また、河川や下水道の整備を引き続き東京都に要請していきます。	○
220	戦略11	11-6	雨水浸透施設の設置だけでなく、区民との協働の視点で、各家庭での雨水タンクの設置も広げていくべき。タンクのみでの設置についても助成することを求める。	流域対策を推進していくため、雨水浸透施設や雨水タンク設置の助成を行っています。雨水浸透施設の設置がスペース的に困難な場合には、雨水タンクのみでの助成も行っています。	□
221	戦略11	11-8 11-9 11-11	地震対策として訓練等を再開できるとよい。	区では、新型コロナ感染拡大の影響によって減少した訓練回数の増加を図るため訓練計画段階から様々な相談に応じるなど、積極的に避難拠点運営連絡会や防災会の支援を行っています。	○
222	戦略11	11-8	避難行動要支援者名簿の管理と運用について、町会、防災会などの協力が多大に求められる。しかし、個人情報ゆえの管理上の不安や問題があり、管理面ではなかなか進んでいないと考える。区は関係者などと協力し問題点の改善をはかり、個別避難計画の作成や避難行動の支援がスムーズにできるよう求める。	避難行動要支援者名簿は、外部提供に同意された方の分を民生・児童委員や区民防災組織等の関係機関に提供しています。災害に備えて日頃の訪問活動でも役立てていただいています。管理については保管方法を定めたくて負担軽減に取り組んでいます。また、地域の防災会、民生・児童委員、避難拠点運営連絡会等と安否確認訓練を行う等、災害時に迅速に安否確認、避難支援ができる体制を整備しています。個別避難計画については、課題を検討・整理したうえで順次作成します。	□
223	戦略11	11-8	個別避難計画の作成を進めるにあたり、曜日や時間帯など支援者が変わることがあるかと思う。個別の事情にあわせた具体的な計画作成を求める。	ご本人の意思や支援者の状況など個別の事情に合わせて検討していきます。	△



No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
224	戦略11	11-10	ねりま防災カレッジ事業に関して、例えば休日でも土曜日が仕事で日曜日が休みの方もいる。日曜日休みの方が参加できる講座を用意してほしい。 また、個別のライフスタイルによらず受講できる動画配信やオンライン講座の充実を求める。	ねりま防災カレッジ事業は、多くの方に受講していただくため、平日日中だけでなく、平日夜間や土曜日も開催しています。日曜日の開催については、区民ニーズを踏まえ検討していきます。 また、オンライン受講についても同様に、検討していきます。	△
225	戦略11	11-10	起震車によるVR地震体験の取組は、学校にも出向いて生徒にも体験してもらったほうがよいと思う。	起震車によるVR地震体験については、ご依頼に応じて、学校や事業者、地域などに出向いて体験いただけるようにしています。	□
226	戦略11	11-11	大規模な避難訓練を実施してほしい。	区では水防訓練や防災フェスタなど、多くの区民の方が参加可能な大規模な訓練を毎年度実施していましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染拡大の影響等で実施できていません。大規模な訓練は重要であると考えていますので、新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら可能な限り実施していきます。 また、避難拠点運営連絡会や防災会の小規模な防災訓練では計画段階から様々な相談に応じるなど、積極的に支援を行っています。	□
227	戦略11	—	練馬区の避難拠点が98あるのは認識しているが、区民の何割が避難できるのかきちんとシュミレーションすべき。民間の避難場所も作り、避難場所についてもっと区民に情報公開すべき。また、駅近の一時滞在施設場所を用意すべき。	東京都の首都直下地震被害想定では、区内の避難所生活者を最大約77,000人と想定しており、避難拠点全体で収容が可能です。引き続き、避難拠点について区民への周知を図ります。 また、区では帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を都立施設や民間施設と協定を締結し指定しています。鉄道駅周辺では、既に8箇所指定しています。引き続き一時滞在施設の拡充に向けて、事業者への働きかけを行っています。	□
228	戦略11	—	水害対策を優先した「攻めの防災」だが、首都直下地震の発生リスクが今後30年で70%であることは変わらないため、防災・減災の視点から、賃貸住宅でも借主が安全対策設備の設置（例えば、家具などの転倒・移動防止など）が出来るように、区が率先して借主と貸主の双方に指導することを求める。	区では、65歳以上の方に、防火防災診断事業において、家具転倒防止器具を配付する等、普及啓発を行っています。また、家具転倒防止器具、ガラス飛散防止フィルム等の防災用品の必要性を様々な方面で説明するとともに割引価格で提供していません。 なお、安全対策設備の設置等に関して、条例を制定する考えはありませんが、啓発に努めていきます。	※
229	戦略11	—	家具などの転倒防止等、安全対策設備の設置を、借主が家主の許可なくでき、賃貸契約の際に原状回復の対象にしないような条例を制定してほしい。		※
230	戦略12	12-1	都市計画道路の整備実施路線箇所図が判り辛かった。青梅街道以外にももっと判別できる目印を入れてほしい。	道路の通称名を記載する箇所を追加します。	◎

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
231	戦略12	12-1	年度別取組計画(素案)の「補助135号線および補助232号線(大泉学園駅南側地区)」は70年以上前、50年以上前の計画で、人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化、交通事情の変化等を踏まえると新たな大型道路の必要性はなく、一から検討し直してほしい。	都市計画道路は、区民の日常生活、安全・安心な暮らしを支えていくうえで欠くことのできない都市インフラです。練馬区が東京全体の道路ネットワークから取り残されることなく、将来に向けて発展していくには、遅れている都市計画道路の整備が不可欠であり、事業化計画に基づき着実に整備を進めていきます。 大泉学園駅南側地区における交通安全対策や防災面などの地域の課題を抜本的に解決するためには、都市計画道路補助135号線・232号線の整備が必要です。今後、地域の皆様からのご意見を伺い取組方針を定め、大泉第二中学校の教育環境の保全と道路整備を進めていきます。	※
232	戦略12	12-1	都市計画道路補助135号線・232号線については、長期にわたる有識者会議の検討を経てもなお方針を定めることが出来なかったにもかかわらず、4年度において方針を作成するとあるが、徹底的な合意形成をやり続けるべきだ。性急な方針作成は練馬区の教育行政と道路行政に大きな汚点を残すだけだ。		※
233	戦略12	12-1	大泉学園駅南側地区の補助135号線および補助232号線について、既に地域に根付いている学校や住宅地やコミュニティを壊して新たな道路を作るのではなく、学芸大通りの拡幅やふじみロードの整備に注力することを望む。		※
234	戦略12	12-1	大泉学園駅南側地区の補助135号線および補助232号線について、2020年の6月に国土交通省から道路政策の中長期的ビジョン「2040年 道路の景色が変わる」が出されたが、練馬区においても、これを踏まえ、現計画を大胆に見直し、住民と共に住民の暮らしに役立ち、豊かにする計画を練り、実施していくべき。2022年度は取組方針策定ではなく、改めて住民とともに対話を重ね、新たな合意形成活動を進めるよう変更してほしい。		※
235	戦略12	12-1	今後自動車交通が増加する要因は考えられない。将来の維持管理負担を増加させる道路の新設は避け、交差点改良やバス停の部分拡幅等の修復策を考えるべきである。232号線、135号線、外環の2、156号線など、区内西部の路線はほとんど未着手で、今すぐに中断・計画廃止とすべきである。	これまで、東京都および関係区市町では、適時適切に都市計画道路の必要性を検証してきました。現行の都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)の策定に際しても、都市計画道路の果たす様々な役割や機能を検証する15の項目を設け、適切に都市計画道路の必要性を検証し、その結果、すべて整備が必要であることが確認されています。 練馬区が東京全体の道路ネットワークから取り残されることなく、将来に向けて発展していくには、遅れている都市計画道路の整備が不可欠であり、事業化計画に基づき着実に整備を進めていきます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
236	戦略12	12-1	柱4に従うと、道路だらけのまちになってしまいかねない。外環道工事も、住民の安全、環境被害が心配なので中止してほしい。自治体は住民の健康や安全に寄与する立場にあるため、業者任せにせず責任ある対応をしてほしい。	都市計画道路は、区民の日常生活を支え、災害時には区民の生命や財産を守る基本的な都市インフラです。練馬区は、都市計画道路の整備が著しく遅れており、大きな弱点となっています。練馬区が将来に向け、更に発展していくためには、都市計画道路の整備が不可欠です。外環は、首都圏全体のネットワークを形成する重要な道路であり、練馬区内においても、生活道路への車両流入抑制など、交通環境の改善に大きな効果が期待されます。外環事業を進めるにあたり、区は事業者に対し、地域住民への適時適切な情報提供を行うとともに、工事の安全・安心に万全を期した上で、外環事業に取り組むよう引き続き求めていきます。	※
237	戦略12	12-2	都市計画道路計画を含むすべての道路計画及び石神井公園駅南口西地区再開発事業、西武新宿線に係る都市計画決定等すべての都市計画を見直すべきである。特に、外郭環状線の工事再開は、区民の安全性確保について住民の理解が得られなければ行うべきではないし、外郭環状線の2の現況測量(石神井台等)は説明会を実施せずに行うべきではない。	区では、快適で暮らしやすいまちの実現を目指し、都市計画道路や西武新宿線の連続立体交差化、石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業など、交通インフラの整備やまちづくりに取り組んでいます。外環は、首都圏全体のネットワークを形成し、渋滞や混雑緩和、移動時間の短縮などに資する重要な道路です。外環シールド工事については、再発防止対策を十分に検討し、区民への丁寧な周知、説明を行い、安全・安心に万全を期した上で、早期開通を目指して事業を進めるべきと考えています。外環の2(石神井台)について東京都は、事業概要および測量作業について細かく記載したパンフレット等を沿線住民に配布し、個別の相談に随時対応するとともに、オープンハウスを開催するなど丁寧な対応をし、測量作業を行っています。	※
238	戦略12	12-6	埼玉までの大江戸線延伸について、予定が早く分かるとよい。	大江戸線の延伸(光が丘～大泉学園町)については、国と都の計画において整備に向けた明確な位置付けを得ており、延伸に必要な施設や収支採算性の確保など事業化に向けて、大江戸線を運営している都と実務的な協議を重ねています。延伸の時期について、都から示されていませんが、区は大江戸線延伸の早期事業着手に向けて、引き続き積極的に取り組んでいきます。埼玉までの延伸(大泉学園町～東所沢)については、新座市を中心とした都市高速鉄道12号線延伸促進協議会において、取り組んでいきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
239	戦略12	12-6	練馬区民が減る中、延伸による費用対効果がどのくらいあるのか疑問がある。深いホーム、狭い車両で利用者がおらず、人件費削減のためワンマン運行している現状を考慮すべき。	区北西部には、23区内でも数少ない鉄道駅から1km以上離れた鉄道利用の不便な地域(鉄道空白地域)が存在しています。大江戸線の延伸はこの鉄道空白地域を大きく改善するものです。 また、大江戸線は、都心を環状につなぎ、コロナ前には1日約100万人の方が利用しており、鉄道ネットワークにおいて、重要な機能を担っている路線です。大江戸線の延伸により、区における利便性は向上し、新たなヒト・モノの往来や交流による経済への波及効果、周辺他路線の電車内混雑の緩和や周辺既存駅の混雑緩和など地域交通の改善等が期待されます。 引き続き、大江戸線延伸の早期事業着手に向けて、積極的に取り組んでいきます。	—
240	戦略12	12-7	練馬高野台駅から春日町・北町方面へのバス路線を新設してほしい。	区では、平成29年3月に改定した「公共交通空白地域改善計画」で鉄道やバスなどの公共交通が利用しづらい地域を「公共交通空白地域」と定義し、みどりバスを含めた一般路線バスの再編等により、改善を図ることとしています。 練馬高野台駅と北町を結ぶ環状8号線沿線には公共交通空白地域が存在することから、バス路線の新規導入について区独自で検討を行い、民間路線バス事業者と意見交換を行っています。 一方で、バス業界の課題として、乗務員不足などが挙げられます。また、新型コロナウイルスの影響によりバス利用者が減少している状況からバス路線の新設には慎重にならざるを得ず、現在の路線を維持することが優先されるものと考えています。 引き続き、バス事業者の動向に注視しながら、関係機関等との協議や検討を行っていきます。	△
241	戦略12	12-7	みどりバスの運行本数を増やしてほしい。	区では、平成29年3月に改定した「公共交通空白地域改善計画」で鉄道やバスなどの公共交通が利用しづらい地域を「公共交通空白地域」と定義し、みどりバスを含めた一般路線バスの再編等により、改善を図ることとしています。 みどりバスは、路線バスを補完し、公共交通空白地域を改善することを主な目的に運行しています。運行間隔は30分に1便のサービス水準を目標としています。が、バス事業者の乗務員不足等が課題となっており、一部ルートを除き、達成されていません。 引き続き、関係機関等との協議や検討を行っていきます。	○
242	戦略12	12-7	ねりまバスについて、どのような利用状況か。練馬駅北口では育児中のお母さんがタクシーを利用するケースを多く目にする。もちろん、玄関の前まで行ってくれると思うが、区内の交通量は増える一方で狭い路地でもタクシーが沢山入ってくる。ねりまバスをくまなく走らせるほうが安全面でも効果がある。やるならば、網羅率、運行率を高くしないと結局利用されないため、これが課題と考える。	引き続き、関係機関等との協議や検討を行っていきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
243	戦略12	—	既に始まっている少子高齢化、交通量の減少に加え、近い将来の道路の役割の変化を見据えれば、少なく見積もっても10年以上はかかる新たな大型道路を作る必要性は認められない。既存の道路を拡幅整備することで災害時の機能強化も含めて十分対応できるはずである。	これまで、東京都および関係区市町では、適時適切に都市計画道路の必要性を検証してきました。現行の都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)の策定に際しても、都市計画道路の果たす様々な役割や機能を検証する15の項目を設け、適切に都市計画道路の必要性を検証し、その結果、すべて整備が必要であることが確認されています。 練馬区が東京全体の道路ネットワークから取り残されることなく、将来に向けて発展していくには、遅れている都市計画道路の整備が不可欠であり、事業化計画に基づき着実に整備を進めていきます。 既存道路の拡幅にあたっては、都市計画法による建築制限がかけられておらず、沿道に移転が困難な堅固な建物や中層以上の建物が立地していることもあり、拡幅整備に、多くの事業費と年月を要することがあります。	※
244	戦略12	—	道路整備、都市計画、まちづくりの中で、みどりの価値を捉え、どう活かしていくかを考えてほしい。 鉄道立体化、市街地開発が出てくるところでも、自然に特化した形で打ち出してほしい。	区の都市計画道路の整備率は5割に留まっており、都市計画道路の整備が必要です。道路整備にあたっては、みどり豊かな軸となるように街路樹を植えるとともに、樹種についての検討も進めます。 区民生活に必要な基盤整備を進めながら、みどりの創出、保全にも取り組みます。	□
245	戦略13	12-12 13-1 13-2	電柱があり、樹木の樹冠は広げられない。緑豊かな駅前ひろばを創るなら、そのモデルはあるのか。	区では、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出等を目指し、平成30年3月に「無電柱化推進計画」を策定しました。 この方針に基づき、都市計画道路等の整備にあわせて無電柱化を推進していきます。 また、現在事業中である上石神井駅交通広場は、無電柱化する予定であり、現在計画している武蔵関駅交通広場は、隣接する石神井川の整備と連携して進めていくこととしています。武蔵関駅周辺地区まちづくり構想の中では、「石神井川のうるおいやみどりの豊かさを感じられる街並みを守り育むこと」を定めています。地域の皆様のご意見を伺いながら、地域資源である石神井川の景観を活かした駅前広場を検討していきます。	△

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
246	戦略13	13-1 13-2 13-3	西武新宿線沿線のまちづくりにおける地区計画は、まだ住民との合意に至っていないのが実態であり、住民参加の魅力あるまちづくりを目指して、住民と徹底的な話し合いが必要であると計画に明記すべき。	区では西武新宿線の連続立体交差化計画にあわせて、駅周辺のまちづくりを進めています。地区計画の検討にあたっては、駅周辺地域の町会・商店会の代表および公募区民で構成するまちづくり協議会等において話し合いを行うとともに、オープンハウスやアンケートでのご意見を踏まえて、計画案を作成していきます。今後も、地域の皆様にご意見を伺いながら、魅力ある沿線まちづくりを進めていきます。	△
247	戦略13	13-1 13-2	大泉学園駅至近の再開発ビル内の商業施設では、店舗が定着せずに複数の空きテナントが見受けられる。西武新宿線立体交差化事業に伴う上石神井駅、武蔵関駅周辺の整備として地区計画の策定にあたっては、人口減少、超超高齢社会が進展する30年後、50年後を見据えて検討することを求める。	西武新宿線の連続立体交差事業は、上石神井駅、武蔵関駅、上井草駅周辺のまちづくりを進める絶好の機会です。まちづくりを進めるにあたって、区では都市のグランドデザインや都市計画マスタープランで目指すまちの将来像をお示ししています。区民の皆様と協働し、まちの将来像の実現に向けて取り組んでいきます。	△
248	戦略13	13-5	石神井公園の景観を壊し、駅周辺をくビルの風吹くまちにする高層ビルを伴う営利事業の推進母体となる準備組合を行政が支援するべきではない。	石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、当該地区の土地所有者等の皆様が準備組合を設立し、検討を進めているものです。本再開発事業は、地区内の細分化した敷地の統合と、老朽化した個々の建築物の共同化・不燃化により、防災性を高めるとともに、都市計画道路補助232号線と敷地内のオープンスペースを一体で整備することで、安全で潤いのある空間の創出ができる事業であり、本地区の課題解決に資するものと考えます。加えて、高度利用により土地を有効活用し、商業施設や住宅等とともに、区立施設である区民事務所などの公共サービス施設を集約的に整備するなど、区民の利便性を向上させる事業計画となっています。このことから、区は本再開発事業の施行を支援し、魅力あふれる利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくりを進めます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
249	戦略13	13-5	石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業について、再開発計画の前提となる地区計画の変更は住民合意の努力がなく、手続きとしても不当な決定であり、その不当行為の結果を前提とする再開発計画もまた不当である。直ちに中止して計画を取り消すべきである。	石神井公園駅周辺地区については、平成24年の地区計画決定以降、連続立体交差事業や南口交通広場の整備が完了し、地域では再開発事業の実施を目指して、準備組合が設立されました。 また、商店街通りにおいて無電柱化の検討が進むなど、更にまちづくりが進捗していることから、こうした状況の変化に合わせて、地区計画の変更を行ったところです。 区は、平成27年以降、石神井公園駅周辺地区まちづくり懇談会、市街地再開発事業検討状況報告会、補助132号線周辺地区まちづくり意見交換会、街並み整備勉強会をそれぞれ複数回実施した後、都市計画素案説明会を開催するとともに、町会・商店会の会合や戸別訪問などにより、関係権利者や地域の皆様のご意見を伺い、都市計画原案説明会等法定の手続きを経て、都市計画決定しました。 今後は、令和2年12月に決定・変更した都市計画に基づき、まちづくりに取り組んでいきます。	※
250	戦略13	13-5	商店街通りの地区計画の変更や無電柱化について、地元商店街の意見を反映し、合意形成できるよう努力してほしい。	石神井公園駅南口の商店街通りの無電柱化については、商店会の関係者の皆様が、かねてから要望してきたものです。 区は、無電柱化を早期に進めるために必要な、地区計画の変更を令和2年12月に行ったところです。今後、商店街通り沿道の皆様のご意見を十分に伺いながら、無電柱化とそれに合わせた街並み整備計画の検討に取り組んでいきます。	□
251	戦略13	13-5	これまで住民が大切にしてきた石神井の景観を壊し、まちづくりの理念に反する不当な石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業は、とても認めるわけにはいかない。区民の声を聞くこともなく、説明も合意形成もない強引で理不尽なやり方では、区民は納得しない。石神井公園駅前の再開発、まちづくりは、一旦中断し、残すことなど、もっと丁寧に再検討するべきである。	石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、当該地区の土地所有者等の皆様が準備組合を設立し、検討を進めているものです。 本再開発事業は、地区内の細分化した敷地の統合と、老朽化した個々の建築物の共同化・不燃化により、防災性を高めるとともに、都市計画道路補助232号線と敷地内のオープンスペースを一体で整備することで、安全で潤いのある空間の創出ができる事業であり、本地区の課題解決に資するものと考えます。加えて、高度利用により土地を有効活用し、商業施設や住宅等とともに、区立施設である区民事務所などの公共サービス施設を集約的に整備するなど、区民の利便性を向上させる事業計画となっています。 区は、平成27年から、駅周辺の今後のまちづくりについて、様々な機会を設け、地域の皆様と意見交換を複数回にわたって行ってきました。 また、法令の手続きに基づき、市街地再開発事業や地区計画の変更等の原案説明会等を開催し、地域の皆様の意見を伺い、都市計画決定に至っています。 今後は、令和2年12月に決定・変更した都市計画に基づき、まちづくりに取り組んでいきます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
252	戦略13	13-5	<p>16メートルの都市計画道路と一体の超高層ビルの整備は不必要。16メートル道路も、整備されると横断時に信号機まで迂回しなければならない。また、通過交通による騒音・振動・排気ガスなどの公害も生じる。</p> <p>また、人口減少が進む日本において、自然環境豊かな地域性を考慮すれば超高層ビルは不要。石神井の日照や景観をどうするのか。再開発事業に反対である。</p>	<p>都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)の策定において、都市計画道路の果たす様々な役割や機能を検証する15の項目を設け、適切に都市計画道路の必要性を検証し、補助232号線の整備は必要であると確認されています。今後、安全で円滑な通行が可能となるよう交通管理者と協議を行うとともに、周辺環境にも配慮し、整備に取り組んでいきます。</p> <p>石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、地区内の細分化した敷地の統合と、老朽化した個々の建築物の共同化・不燃化により、防災性を高めるとともに、都市計画道路補助232号線と敷地内のオープンスペースを一体で整備することで、安全で潤いのある空間の創出ができる事業であり、本地区の課題解決に資するものと考えます。</p> <p>また、日影については、法令による制限に基づいて計画しており、景観については、石神井公園駅前にふさわしい景観となるよう、準備組合を指導しています。</p>	※
253	戦略13	13-5	<p>石神井公園駅前も大規模開発や、西武新宿線の高架線化など、「みどり」を破壊する開発計画は中止すべき。</p>	<p>石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、当該地区の土地所有者等の皆様が準備組合を設立し、検討を進めているものです。</p> <p>本再開発事業は、地区内の細分化した敷地の統合と、老朽化した個々の建築物の共同化・不燃化により、防災性を高めるとともに、都市計画道路補助232号線と敷地内のオープンスペースを一体で整備することで、安全で潤いのある空間の創出ができる事業であり、本地区の課題解決に資するものと考えます。加えて、高度利用により土地を有効活用し、商業施設や住宅等とともに、区立施設である区民事務所などの公共サービス施設を集約的に整備するなど、区民の利便性を向上させる事業計画となっています。</p> <p>引き続き事業実施に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、西武新宿線の連続立体交差化は、現在地上を走っている鉄道を高架にし、多数の踏切を同時に除却するものです。その結果、鉄道により分断されていた地域が一体化されることになり、あわせて駅周辺の基盤整備に取り組むことで、まちの魅力を更に高めます。交通広場や交差する都市計画道路を整備する際には、街路樹を植栽し、みどり豊かで快適な空間を創出します。</p>	※



No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
254	戦略13	13-5	石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業における区の役割は、権利者との合意形成を図ることだ。準備組合の支援よりも住民との合意形成に注力すべきである。	石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、地区内に土地や建物をお持ちの方々が発意し、長期間に渡り検討を重ね、準備を進めてきたものです。準備組合は、本再開発事業を予定している区域内に権利をお持ちの方々に対しては、等しく事業の意義や効果について、丁寧に説明をしています。区においても、行政の立場から、事業実施へのご理解に至っていない方に対しては、とりわけ丁寧に説明をしています。区は、平成27年から、駅周辺の今後のまちづくりについて、様々な機会を設け、地域の皆様と意見交換を複数回にわたって行ってきました。また、法令の手続きに基づき、市街地再開発事業や地区計画の変更等の原案説明会等を開催し、地域の皆様の意見を伺い、都市計画決定に至っています。今後も、関係権利者や地域の皆様が、再開発事業の意義や効果等について、ご理解いただけるよう努めながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	※
255	戦略13	13-5	現再開発計画は、車社会を前提に効率性のみを追求したまちづくりとなっている。国土交通省の道路政策の中長期的ビジョン「2040年 道路の景色が変わる」にもそぐわず、これからの時代に求められるものではない。練馬区には改めて、駅周辺のまちづくりについて、裁判を起こしている当事者たちも含め、広く住民との対話を行ってほしい。2022年度は、組合設立(事業計画)の認可申請を取り下げ、あるいは凍結し、住民との合意形成に変更するよう求める。	都市計画道路は、区民の日常生活、安全・安心な暮らしを支えていくうえで欠くことのできない都市インフラです。練馬区が東京全体の道路ネットワークから取り残されることなく、将来に向けて発展していくには、遅れている都市計画道路の整備が不可欠であり、事業化計画に基づき着実に整備を進めていきます。石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、地区内の細分化した敷地の統合と、老朽化した個々の建築物の共同化・不燃化により、防災性を高めるとともに、都市計画道路補助232号線と敷地内のオープンスペースを一体で整備することで、安全でみどり豊かな潤いのある空間の創出ができます。区は、平成27年から、駅周辺の今後のまちづくりについて、様々な機会を設け、地域の皆様と意見交換を複数回にわたって行ってきました。また、法令の手続きに基づき、市街地再開発事業や地区計画の変更等の原案説明会等を開催し、地域の皆様の意見を伺い、都市計画決定に至っています。今後も、地域の皆様が、再開発事業の意義や効果等について、ご理解いただけるよう努めながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
256	戦略13	—	西武新宿線沿線のまちづくりの箇所、西武新宿線の高架化で、住民説明会を都と共催で開催したが、住民との話し合いで反対意見も多く、意見の相違が鮮明になったことを明記すべき。	西武新宿線の連続立体交差化は、説明会やオープンハウスの開催、個別相談会等を通じ、地域の皆様へ計画内容を広く周知するとともにご意見ご質問を伺ってきました。手続きを着実に進め、令和3年11月には、都が連続立体交差化計画を、区が交通広場など関連する道路計画を都市計画決定しました。 引き続き、都や沿線区市と連携して、事業の進捗にあわせて丁寧に説明し、ご理解・ご協力を得られるよう努めます。	※
257	戦略13	—	「魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のみちづくり」の今後の課題として、「地域の方々とともに取り組むこと」の必要性を挙げている。計画ありきではなく、区の方向性と違う考えの地域住民を排除せずに徹底的に合意形成を図る努力をすべきである。	従来から、まちづくりを進めるにあたって、地域の方々からご意見を伺い、連携して取り組んできました。区の方向性と異なるご意見をお持ちの方々に対しては、区の考え方や必要性を説明し、合意形成に努めてきたところです。今後も、さまざまなご意見を受け止め、地域の方々とともにまちづくりに取り組んでいきます。	□
258	戦略13	—	練馬区の玄関である練馬駅南口の商店街の中に風俗店が乱立しており、呼び込みが立っている状況がある。家族で利用する飲食店、習い事の入る雑居ビル、コンビニなどと混在しており、目に触れる状態であり、土地の地区指定の見直しなど制度面から見直しが必要。当然ながら、練馬は歌舞伎町ではないがこの一角だけは路上喫煙も多く、非常に教育上も公衆衛生上も良くない状況にある。	練馬駅南口地区では、平成16年12月に策定した地区計画に基づき、練馬の顔としてふさわしい街並みの形成や、魅力ある活気あふれる商業空間の誘導などに取り組んでいます。また、平成25年3月には、地元の町会・自治会・商店会の方々を中心に「練馬駅南地区まちづくり憲章」が定められ、健全な商店街づくりを進めるための自主的な活動も進んでいます。今後も、地域の方々とも連携し、まちづくりを進めていきます。	□
259	戦略14	14-1	土支田清水山憩いの森周辺の計画について、現状住宅地化している点をどうするか。住んでいる人が住みやすいを第一にしてほしい。	稲荷山公園の計画地は、大規模な樹林地などの貴重な資源や、特徴的な地形を合わせもっています。白子川をはさんで崖線の森と草地在る昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。 区は、本計画地に残された貴重な資源を後世に残すとともに、豊かな環境を楽しみ、身近なみどりの中でくつろげるオアシスを目指し公園整備に取り組めます。 一方で本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
260	戦略14	14-1	森林セラピー基地を練馬区で作ることを支援すべき。森林セラピーは、区民の癒し・心理的安定性・生産性の向上につながる。また、区民の雇用確保にもつながる。基地としては、新しく整備される稲荷山公園などが候補としてどうか。森林セラピーの基地を23区でできる場所は少ないので、練馬区の価値向上につながる。	森林を歩行したり眺めたりすることにより、血圧やストレスホルモンを低下させ、心身のリラックスにつながるといわれています。豊かな自然に囲まれることでそうした効果をもたらすものと考えます。 稲荷山公園については、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、皆様に意見・要望を伺っていきます。	△
261	戦略14	14-1	稲荷山公園、大泉井頭公園の整備は地域住民との十分な意見交換を行い、計画ありきで進めないことを求める。特に稲荷山公園の整備は広範囲の住宅に関わるため、丁寧な説明を行い、住民合意のないまま進めないことを求める。	白子川の源流部に位置する約5ヘクタールの大泉井頭公園は、「水辺空間の創出」、約4キロ下流に位置する約10ヘクタールの稲荷山公園は、「武蔵野の面影」をテーマに、みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして検討を進めています。 一方でこれらの公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	△
262	戦略14	14-1	区民の力を活用して憩いの森のみどりを守り育てることを求める。	現在、3か所の憩いの森で、区民管理により清掃、草刈り、生け垣の手入れ、中低木のせん定などの維持管理活動が行われています。 令和4年度は、区民による憩いの森の管理の実施場所を6か所に拡充します。	○
263	戦略14	14-1	大泉井頭公園の基本計画策定は5年度とあるから、4年度の計画段階においてはワークショップ等の形で住民の声を直接聞いてほしい。たとえば、同公園内の白子川源流では、20年前から水辺環境保全のボランティア活動をしている団体がある。「協働」の実現をここでも目指すべきだ。	大泉井頭公園は、「水辺空間の創出」をテーマに基本計画の策定に向けた検討を、計画地の状況を踏まえて進めています。 大泉井頭公園の基本計画の策定にあたっては、地域団体を含め広く区民の意見を伺っていきます。 また、地権者をはじめ地域の皆様には、オープンハウスなどにより丁寧に説明し、公園整備の趣旨について理解を頂けるよう取り組んでいきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
264	戦略14	14-1	大泉井頭公園基本計画について、用地買収の見通しが困難な状況から、計画範囲を都市計画公園区域全体ではなく、まずは現状の井頭公園内で計画を取りまとめ、段階的に計画を拡大していくのはいかがでしょうか。大泉井頭公園については、計画を策定する前に住民の希望や意見をじっくり聞いてから取りまとめ、計画案を作成することを繰り返しながら練り込んでいく手法をとってほしい。	みどりのネットワークの拠点となる魅力あふれる公園として大泉井頭公園の整備を長期プロジェクトの一つに位置付けています。 現在、「水辺空間の創出」をテーマに基本計画の策定に向けた検討を、計画地の状況を踏まえて進めています。 一方で本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	△
265	戦略14	14-1	公園計画を策定するには、まずは大泉井頭公園周辺の地域を知ることからスタートしてほしい。計画策定の時間は1年や2年ではなく、10年程度はデータをとりながら、100年後の地域を見据えて、住民とじっくり話し合いながら進めてほしい。まずは大泉井頭公園周辺の地域を知り、地域住民と話すことから始めてほしい。		△
266	戦略14	14-2	ハリー・ポッター施設の誘致には反対。防災公園を早期に完成してほしい。	ハリー・ポッター スタジオツアーは土地所有者である西武グループの経営判断により誘致されたものです。施設の敷地を含む一帯は、都市計画練馬城址公園の区域に指定されており、防災機能を備えた公園として、令和5年の一部開園に向け、都が整備を進めています。	※
267	戦略14	14-2	練馬城址公園にハリー・ポッター見学ツアー施設を整備すべきではないと思う。		※
268	戦略14	14-2	練馬城址公園について、定期的に近隣住民の意見を聞く場を設けるようお願いしたい。	練馬城址公園の整備主体である都に対し、節目ごとに近隣住民へ丁寧な説明や周知を行い、多様な意見を踏まえて整備を進めるよう要望しています。	□
269	戦略14	14-2	練馬城址公園は、としまえんに敬意を示したものにしようをお願いしたい。	東京都は令和3年5月に「都市計画練馬城址公園の整備計画」を策定しました。その中で「都民に親しまれてきた土地の歴史、風土、緑豊かな自然を生かし、多様な主体と連携して、社会の変化に応えながら創りあげる公園」をテーマとし「としまえん」の歴史的背景を生かした整備を進めていくと示しています。	□
270	戦略14	14-2	練馬城址公園は東京都の事業であるが、多くの区民が石神井川沿いのサクラを切らないでほしいとの意見が出ている。東京都の説明会では、何本かは切らざるを得ないということだった。	公園整備にあたり、既存樹木を保全し、緑と水の拠点を実現するよう都へ求めています。	—
271	戦略14	14-5 14-6 14-7	宅地での庭・樹木の確保を推奨するとともに、既にある樹木の保護指定を拡充してほしい。	所有者からの申請に基づき、区は幹周が1.5m以上等の指定要件を満たす樹木を保護樹木として指定し、せん定費の一部補助等の支援を行っています。引き続き、保護樹木の指定を拡充し、みどりの保全に努めます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
272	戦略14	14-5 14-6 14-7 17-2 17-3 17-4	「みどり」を推奨することの根拠を強化し、より政策を強化してほしい。そのうえで樹木、植え込み、草地、畑などそれぞれの役割を整理し、明確な計画を構築してほしい。	平成31年4月に「練馬区みどりの総合計画」を策定し、取組を進めています。本計画においては、樹林地や農地、宅地のみどり、公園、道路など対象ごとに施策をまとめています。	□
273	戦略14	14-5	屋敷林等の民有のみどりに、スポットを当てるべきである。	屋敷林等の希少な樹林地については、所有者の合意を取りながら、都市計画緑地として、区立緑地にするなど、可能な限り保全に取り組みます。	○
274	戦略14	14-6	石神井川流域・白子川流域及び50M崖線に沿った三大湧水池(三宝寺池・善福寺池。井之頭池)を中心とする緑地の保全は、特に重要である。緑地の保全の尺度として、緑被率の重要性を再認識すべきである。	河川流域や湧水池に限らず、緑地の保全は重要であると考えています。そのため、重要な樹林地の保全を計画に位置付け、取組を進めています。緑被率は、重要な指標であることから、区では5年毎に調査し把握しています。	□
275	戦略14	14-6	みどり豊かな幹線道路の整備等について、樹木の選定や植樹の間隔などについては、未来に残すみどりの姿としての施策としてほしい。	幹線道路など都市インフラの整備等においては、みどりの創出を図ることとしています。樹種や植栽間隔は、沿道の状況や区民からの要望を踏まえ、路線ごとにふさわしいものとしていきます。	○
276	戦略14	14-7	落ち葉清掃後の落ち葉で腐葉土作りを行い、練馬の農や、区民宅庭の緑化などで、SDGsの12, 13, 15に展開できる。	保護樹林などの民有地のみどりを地域全体で守る取組として、落ち葉清掃事業を令和3年度に試行しました。集めた落ち葉の一部は腐葉土化させ、樹林所有者が農業等に活用しています。引き続き、落ち葉の有効利用に努めます。	□
277	戦略14	14-7	私有地の緑地を保全するための憩いの森・街角の森の対象となる面積の限度の引き下げ、固定資産税等税の優遇・補助金の提供について検討・実施すべきである。	憩いの森は、都市緑地法に基づく制度であり、法で面積要件が300㎡以上と定められています。300㎡未満については、区の保護樹木制度により支援を行っています。憩いの森は、固定資産税および都市計画税が非課税となっています。	※
278	戦略14	14-7	人材育成という点で、憩いの森の管理に必要な知識と技術を学べるコースを開講する取組は期待できる。	憩いの森は普段から親しみを持ってもらい、利用していただくことが必要です。森の管理に必要な知識・技術を学ぶ場として、つながるカレッジねりまを活用し、憩いの森の区民管理の拡充に取り組みます。	○
279	戦略14	—	「防災」、「農業」、「緑地」の3つが相互に影響を及ぼし、緑が多い安全なまちができていることを、前面にアピールした方がよい。	都市農地や緑地は、災害時の延焼防止のためにも、重要な空間です。練馬区には23区で最も多くの農地が現存しており、生産緑地地区の指定や農業振興施策の推進等により、積極的に農地の保全を図り、機能のPRIにも繋げていきます。緑地が果たしている防災や景観向上、都市環境の改善といった多様な役割について、今後も様々な機会を通して広く周知していきます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
280	戦略14	—	練馬区内の「みどり」は区民の憩いの場であるだけでなく、多様な動植物が人間と共存して生息できる空間であるべき。スポーツ施設や子どもの遊び場、花壇の整備ばかりでなく、野生の動植物が生息する場という視点からも公園を整備し、管理することが重要と考える。	区は、地域の特性や状況等を踏まえた公園整備を行っています。 長期プロジェクトの一つである稲荷山公園については、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 今後もそれぞれの地域の特性や状況等を踏まえ魅力的で特色ある公園の整備を行っていきます。	△
281	戦略14	—	牧野富太郎の伝統がある練馬区では、区内に生息する絶滅危惧種など希少種について、きちんと把握し、フォローすべき。SDGs15関連であり、緑豊かな練馬区こそやるべき。	牧野記念庭園では、貴重な種類も含め300種類以上の草木を生育しています。清水山の森では、自生するカタクリが群生しており、中里郷土の森等の樹林地では、貴重な野草や様々な生き物が生息しています。こうした自然を守るために、動植物に配慮した適正な管理を心がけています。	□
282	戦略14	—	みどり30推進計画を廃止し、満足度という曖昧な指標に変えたことは、区のみどり施策の後退と考える。区民のみどりへの意識向上のためにもみどり30推進計画を復活させることを求める。	みどり30推進計画は、緑被率30%を達成するための事業計画として策定されましたが、10年間の目標を達成することはできませんでした。計画の見直しにあたっては、仮に現在あるみどりが減らないとした上で、30%を実現するとした場合の予算を試算し、区の年間予算の約5倍が必要との結果を得ました。 みどりには、公園、農地、街路樹等があり、区民が感じるみどりの豊かさは平面的な面積(緑被率)だけを評価しているものではありません。 このため、みどりの総合計画を策定し、練馬のみどりに満足している区民を80%まで増やすことを目標に、公園や道路のみどりを増やす、武蔵野の面影を伝えるみどりを守り増やす、緑視率が高い場所を増やすなどの取組を進めています。 3年前に策定したみどりの総合計画に基づき、様々なみどりの機能を発揮させ、区民満足度の向上に取り組めます。	※
283	戦略14	—	イギリスでは個人の庭を有料で一般開放し、収益を慈善団体に寄付する活動があると聞く。区がいくらみどりのまちを強調しても、市民に開放されなければ嫌味なだけだ。イギリスの例を見習ってはどうか。	区では、300㎡以上の民有樹林地を対象に、憩いの森として保全に努めています。土地所有者と土地の無償貸借契約を結び、園路整備や清掃・せん定等の日常管理を区が行い、区民に開放しています。	□
284	戦略14	—	今後も「みどりの風吹くまち」のみどりのネットワークの形成の継続を推進して練馬区の発展を願う。	みどりの拠点となる公園整備、幹線道路など都市インフラの整備にともなうみどりの軸づくりにより、みどりのネットワークの形成を進めます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
285	戦略14	—	練馬の魅力というのは、保護樹木、保護樹林、屋敷林、雑木林、農地等、それぞれではなく、セットでの風景だと思う。農の風景育成地区が高松にあるが、セットで風景を残していくことが、生物多様性向上にも効果がある。	高松地区と南大泉地区を農の風景育成地区に指定しています。農地と屋敷林等の風景を残していきます。	○
286	戦略15	15-1	2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロをビジョンとして掲げ、ゼロカーボンシティ宣言を発表してほしい。	令和4年第一回区議会定例会で、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロに向けて取り組むことを表明しました。	□
287	戦略15	15-1 15-2	再生可能エネルギー等の導入にかかる補助制度の見直しについて、もし各家庭に省エネ機器類の設置を推進するのであれば、特定の製品については、推奨しないようお願いしたい。 また、禁止するか設置基準を大幅に厳しくしてほしい。	再生可能エネルギー・省エネルギー設備補助制度で区民に特定の製品を推薦や紹介することはありません。 補助対象となる設備の設置基準は国や東京都と同様に細かく規定しています。	□
288	戦略15	15-1	「戦略計画15 脱炭素社会の実現」の1に「環境基本計画の策定」とあるが、これができるだけ前倒して、しかも野心的な内容にするべきと考える。	令和4年度中に策定する新たな環境基本計画は、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロに向け、実効性のある計画としていきます。	△
289	戦略15	15-1	EVの活用は脱炭素社会に向けた取組ではあるが、充電する電力は、太陽光や風力発電なのか。個人個人がガソリンを積んで内燃機関で燃やすよりはEVの方が効率が良いだけである。全車EVにしても自然エネルギーで充電しなければ脱炭素にはならない。	再生可能エネルギー電力とEV等の組み合わせによる、自動車による移動の脱炭素化は有効な取組です。再生可能エネルギー電力の利用拡大、EV等の普及啓発を拡充します。	△
290	戦略15	15-1	「環境基本計画」の中に、ソーラーシェアリングの施策を入れるよう要望する。また、戦略計画15の取組の中に、ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)を取り入れてほしい。ソーラーシェアリングの場合は農地の一時転用という形が可能で、地目は農地のまま行えろと考える。	ソーラーシェアリングについては、区内の農地の規模や立地、反射光の影響等の課題があり、導入は困難であると考えます。農地における脱炭素に向けた取組については、新たな環境基本計画の策定の中で、様々な角度から検討していきます。	※
291	戦略15	15-1	環境基本計画の見直しにおいて、2030カーボンハーフ以上の明記をお願いしたい。	新たな環境基本計画において、脱炭素社会の実現に向けた、温室効果ガス排出の新たな削減目標を設定します。	△
292	戦略15	15-1	環境基本計画の見直しにおいて、民間排出量削減への対策の具体化をお願いしたい。	区の温室効果ガスの排出削減を更に推進するため、新たに策定する環境基本計画において、家庭や事業所における具体的な脱炭素に向けた取組を検討します。	△
293	戦略15	15-1	環境基本計画の見直しにおいて、あらゆる政策を横断した実行力のある計画の策定をお願いしたい。	新たに策定する環境基本計画は、脱炭素社会の実現に向けた総合的な計画とし、分野を超えた施策を横断的に展開していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
294	戦略15	15-1 15-4	環境基本計画を策定するとあるが、具体的に何をするか見えない。「区の率先した取組」に記載されている内容だけでは足りない。	新たに策定する環境基本計画では、区の率先行動のみならず、区民・事業者と協働して推進する施策も盛り込み、実効性のある計画としていきます。	△
295	戦略15	15-1	脱炭素社会の実現に向けた基本計画を立てないうちに大規模開発を進めるのは、どうなのか。改修予定の区立施設が多数あるが、環境部が関与すべきだと思う。	区立施設の整備を行う際は、「施設計画策定にあたっての環境配慮手順書」に基づき、環境部が計画内容を確認し、施設のエネルギー自立性の強化と環境負荷の低減を図っています。	□
296	戦略15	15-2	練馬区内の温室効果ガス排出量を、年度ごと、できれば毎月でもどれだけ排出したか「見える化」して、区民の意識を喚起するという方法も考えられないか。	年度ごとの区内の温室効果ガスの排出量は、「オール東京62市区町村共同事業」のホームページで公開されているほか、「練馬区の環境」にも掲載しています。更に効果的なお知らせ方法については、今後検討します。	△
297	戦略15	15-2 15-3	中規模の太陽光発電や風力発電のデモンストレーション設備を建設し、小中学生や区民に再生可能エネルギーとはどういふものか実感してもらえるようにしてはどうか。発電した電気を蓄電池に蓄積したり、それからEVへ充電したりといったことを実演することを提案する。	環境イベントや避難拠点訓練などでEV車による給電の実演や、高野台駅前に太陽光と風力で点灯するLEDと啓発看板の設置などの取組を行っています。また、小中学校や区立施設の改築時に太陽光発電設備と蓄電池設備を導入するなど、区民の身近な場所に再生可能エネルギー設備を設置しています。	□
298	戦略15	15-4	避難拠点のエネルギーセキュリティ確保について、年度ごとのアクションプランに具体化すべき。また、区の帰宅支援ステーションや一時滞在施設も対象にすべき。	避難拠点や帰宅支援ステーションに発電機を備蓄しているほか、事業者との協定に基づき発電機やEV等を調達する仕組みの構築など、災害時のエネルギーセキュリティの確保に努めています。これらの取組は、新たな環境基本計画に位置付け、今後も実施していきます。	□
299	戦略15	15-4	戦略計画15の4の取組の中に、区役所の太陽光発電設備と蓄電池の導入をいれるよう要望する。脱炭素に向けた区の姿勢を示し、区民への啓発にも資するし、災害時などの区民対応等にも役立つという意味でも、必要と考える。	太陽光発電設備と蓄電池のセットでの導入は、公共施設の改修・改築等の機会を捉えて推進しています。区役所庁舎への設置については、設置場所等の課題があるため、引き続き検討していきます。	△
300	戦略15	15-5	ごみゼロを目指し、リサイクルから削減と再利用へと重点をシフトし、より効率的で持続可能な社会の仕組み自体を率先して構築してほしい。	ごみ減量をより一層進めるために、リサイクルに加えて、再利用の促進や不要なものを買わない等、ごみの発生抑制について、区ホームページや練馬区資源・ごみ分別アプリ等の様々な媒体を利用して更なる啓発に努めていきます。	□
301	戦略15	15-5	「戦略計画15脱炭素社会の実現」には「ごみの減量・資源化の推進」が含まれているが、これは脱炭素社会とは別の独立した戦略計画にした方がよいと考える。この独立した戦略計画にはごみの減量の他に「食品ロス」も含めてほしい。	「脱炭素社会の実現」のために区民・事業者と協働して総合的な環境施策の展開を行っていきます。この環境施策のひとつとしてごみの減量・資源化の取組を進めます。 なお既にフードドライブ事業やおいしく完食協力店制度等により食品ロス削減の取組を進めています。	□



No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
302	戦略15	15-5	拡大生産者責任の実施に積極的に取り組むことを求める。また、プラスチック製品を買わない、もらわない、ポイ捨てしない周知を徹底することを求める。	従来から、国・都に対し、分別回収について、拡大生産者責任の原則に基づく費用負担割合の見直しを求めています。今後とも全国市長会等を通じ、要望を行っていきます。 また、区ホームページや練馬区資源・ごみ分別アプリ等、様々な媒体を利用してプラスチックごみ削減の周知を行います。	□
303	戦略15	15-5	リサイクルについて、世の中的にはオークションサイトなどが多々あるが、区内で流通(売買)させる仕組みが必要。私立幼稚園など、小さなサークル単位では行われていることは認識しているが、ボランティアの域を出ておらず、売買というよりは無償提供。子供用自転車、ママチャリ、ベビーカーなど区内で流通させれば、需要と供給のマッチ度が高いのではないかと。民間業者に委託することも考えられる。	区民の方から回収した粗大ごみの中から再利用できる家具を簡易修理・清掃し、区内4カ所のリサイクルセンターにおいて廉価で販売しています。 また、不要となった自転車やベビーカー等を譲りたい区民の方、譲り受けたい区民の方が情報を掲示し、情報交換を行うことができる大型生活用品リサイクル情報掲示板を区立施設に設置することで、大型生活用品の再使用を促進しています。 引き続き、これらの取組により区内における資源循環を推進していきます。	□
304	戦略15	15-5	プラスチック資源、循環促進法が制定されたことから、国の動きを待たずに区が率先して再資源化に取り組むことを求める。	製品プラスチックについては、資源化の検討に向け、練馬区での排出量の調査等を行っています。今後とも、国の動向を注視し、対応していきます。	△
305	戦略15	—	道路予定地の空き地については、建設着手まで緑化し、CO2削減に努めるべき。	道路予定地として取得した土地は、防塵対策を行い、閉鎖管理とすることを基本としていますが、整備の際の影響や周辺状況等を考慮しながら予定地の緑化について検討していきます。	△
306	戦略15	—	温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指して、練馬区として国に意見書を提出することを計画に明記すべき。	令和4年第一回区議会定例会で、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロに向けて取り組むことを表明し、環境省に報告しました。今後も、国や都と連携して脱炭素の取組を進めていきます。	□
307	戦略15	—	高断熱などエアコンに頼らなくても快適な住宅への改修は長期的に見て、温室効果ガス削減やヒートアイランド抑止効果が高い。その他家庭でできる取組はかなりあるため、住むことの持続可能性について、真剣に考えた施策を求める。	家庭での温室効果ガス削減に効果のある支援の取組として、太陽光発電設備設置や住宅の断熱改修、省エネ機器の設置など、導入にかかる補助制度の充実を図っていきます。	○
308	戦略15	—	ヒートアイランドと熱中症防止のため、区が屋上や壁面の緑化、すだれや打ち水について、セミナー開催や助成を通じてローラー作戦で先導すべきだ。	屋上や壁面等の緑化の費用の一部を助成しています。 また、打ち水大作戦等のイベントや各種講演会を通じて、地球温暖化に関する普及啓発に努めています。引き続き、区民や事業者の方々と協働し、地球温暖化対策の推進に努めていきます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
309	戦略15	—	「脱炭素社会の実現に向けた環境基本計画の策定」を新規項目として立てたことは期待できる。エネルギービジョンを策定している自治体は少ない。環境基本計画に組み入れず、再生可能エネルギーの取組を充実した内容に見直し、ビジョンは残すことを求める。	新たに策定する環境基本計画では、再生可能エネルギーの利用促進をはじめ、エネルギービジョンの取組を強化していきます。	△
310	戦略15	—	清掃工場で発生するエネルギーはCO2を排出することから再生可能エネルギーとは言えない。区役所本庁舎を含め、CO2排出量と電源構成についてより環境に配慮した電力会社を選ぶことを求める。	区施設の電力調達は、「電力調達に係る環境配慮方針」に基づき、電力事業者の温室効果ガス排出係数や再生可能エネルギーの導入状況などを考慮して行っています。今後、区役所本庁舎を含め、環境に配慮した電力調達を拡充します。	□
311	戦略15	—	水素エネルギーについては実用性、費用などステーション設置も含め見直しの検討を行うことを求める。	水素エネルギーの技術開発の状況や費用等を勘案した上で、新たに策定する環境基本計画において、水素エネルギーの利活用の方向性を検討します。	△
312	戦略15	—	環境学習の取組を更に進めることを求める。	学校教育における環境学習は、学習指導要領において、全学年で教科横断的に取り組む内容として位置付けられており、理科や社会科等の授業において全校で実施しています。今後も各学校において持続可能な社会の構築に向けて取組を進めていきます。 区民や事業者が参加する環境イベントや講演会、エコライフチェック、啓発動画や、eラーニングを取り入れたホームページなどを通じ、区民が環境問題への理解を深める取組を進めています。	□
313	戦略15	—	小中学校の教育の中に、環境教育を積極的に位置付け、脱炭素社会の必要性、エネルギー問題、ごみ問題、プラスチックの海洋汚染などの知識を広めるとともに、身の回りの具体的なごみの減量、脱プラスチックの方策などについて深める取組を進めてほしい。	環境学習は学習指導要領において、全学年で教科横断的に取り組む内容として位置付けられており、理科や社会科等の授業において全校で実施しています。今後も各学校において持続可能な社会の構築に向けて取組を進めていきます。	□
314	戦略15	—	食品ロス対策の強化、フードドライブについての常設窓口の設置を期待する。	食品ロス削減のためには様々な手段で啓発することが重要です。そのため、イベント時にフードドライブを実施し、食品ロス削減の周知を行っています。 今後、フードドライブのより効果的な実施方法を検討していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
315	—	—	四商通り、環八～目白通り間の道路を拡幅してほしい。	区では、都市の骨格をなす都市計画道路の整備を順次進めています。また、都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を「生活幹線道路」と位置付け、歩道を設置する拡幅整備を緊急性の高い路線から進めています。 ご意見をいただいた区間については、この生活幹線道路の「今後整備を要する路線」に位置付けています。具体的な着手時期は未定ですが、事業に着手した際には、隅切りや歩道の確保等、歩行者の安全確保に努め、安全快適な交通環境を目指しています。	△
316	—	—	安全・安心なまちづくりに防犯は欠かせないものかと思われるが、防犯に関する施策がない。様々な生きづらさにより、犯罪を犯してしまうことがないよう、「誰ひとり取り残さない」まちづくりをしていくということを施策の中に入れてほしい。	戦略計画11「地域の災害リスクに応じた『攻めの防災』」に関連する事業として、年度別取組計画において、地域防犯防火連携組織の充実、防犯カメラ設置促進を計画しています。	○
317	—	—	練馬区は住宅街のため、夜が都内で一番静かで、ぐっすり眠れる街を目指すなど目標に具体性を持たせるべきだ。まずは客観的な基準で受忍限度を超えているかどうか、測定しなければならない。区から騒音測定士を派遣し、破裂音のようなピークのdBだけでなく、持続音についても騒音測定を行い、区の基準を超えていたら、騒音の発生主をお願いをしに行くというのはいかがでしょうか。	騒音などの環境問題を改善するため、公害の発生源となる事業所や工事現場などに対して調査を行い、必要に応じて規制や指導を行っています。騒音に関する個別のご相談については環境課へお問い合わせください。	□
318	—	—	法的な位置付けがない青パトをやめるべきである。	安全・安心パトロールカー事業は、区内全域で常時パトロールカーによる巡回が行われることで、区内の犯罪を抑止し、区民が安全で安心して暮らせる環境を整備するとともに、区内の自主防犯活動団体とも連携しながら、地域の見守りを強化し、安全で安心して住み続けることのできるまちの実現を目的としています。平成26年度に行った区民意識意向調査では、8割以上の方から「安全・安心パトロールカーによる定期的な巡回」が区の安全安心施策において重要であると回答をいただいております。区民からのニーズが高い事業であると考えています。	—

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち					
319	戦略16	16-1	創業は店舗型とは限らない。法人登記できるオフィスの確保が難しい。オフィス用物件は駅に近いと必然的に高い。創業直後は賃料が負担になる。区が創業支援としてシェアオフィスのスペースを提供することはどうか。	練馬ビジネスサポートセンターでは、区内商店街の空き店舗に入居して、新たに営業を開始する創業予定者などを対象に、店舗改修費や賃借料の一部を補助する商店街空き店舗入居促進事業を実施しています。また、東京都では、シェアオフィスなどの賃借料の一部を助成する創業支援事業を実施しています。 区がシェアオフィスのスペースを提供する予定は現在のところありませんが、引き続き、練馬ビジネスサポートセンターを拠点に、東京都などと連携を取りながら、効果的な創業支援策を実施していきます。	※
320	戦略16	16-1 16-2	小規模店舗の閉店が相次いでいる。チェーン店ではなく、個人事業主が挑戦しやすい仕組み作りをお願いしたい。	練馬ビジネスサポートセンターでは、個人事業主を含む区内事業者を総合的に支援するため、経営相談、空き店舗入居促進事業をはじめとした補助金の交付、セミナーの開催など、多くの支援策を実施しています。 引き続き、練馬ビジネスサポートセンターを拠点に、効果的な事業者支援策を実施していきます。	○
321	戦略16	16-2	産業見本市の来場者数を増やす取組を検討してほしい。	集客が見込めるイベントを同時開催するなど、実施手法を検討していきます。	△
322	戦略16	16-2	事業者によって、デジタル化の状況は異なると思うが、どのように支援していくのか。	練馬ビジネスサポートセンターでは、簡易なデジタル化は常設の総合相談で対応し、具体的なシステムの導入などは、専門相談で対応するなど、事業者のデジタル化の状況に応じた、きめ細やかな対応をしていきます。	—
323	戦略16	—	新型コロナの影響で事業閉鎖や閉店する企業が増えている。融資や消費の活性化に積極的に取り組んでほしい。	売上が減少した事業者の資金繰りを支援するため、「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付」や「借換特別貸付」を実施しています。 また、消費の活性化を図るため、練馬区商店街連合会が実施するプレミアム付商品券事業への支援、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施しました。令和4年度は、「借換特別貸付」の受付期間を延長するとともに、引き続き、プレミアム付商品券事業への支援を行います。	○
324	戦略16	—	新型コロナ感染拡大の対応として取り組んできた事業者への融資やプレミアム付き商品券事業が、真の区内事業者への支援につながっているか、関連団体任せではなく区自ら当事者への聞き取りなどをして検証し、支援策を検討することを求める。	練馬ビジネスサポートセンター利用者へのヒアリングや経済団体の会員事業者へのアンケート結果などを踏まえて、事業者支援策を検討し実施しています。令和4年度に区内事業所の実態調査を実施し、区内事業者の実態を把握し、効果的な事業者支援策を実施していきます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
325	戦略17	17-1	「(仮称)全国都市農業フェスティバル」は、どんな内容となるのか。	都市農業の魅力を更に発信するため、令和5年11月に(仮称)全国都市農業フェスティバルを開催します。都市農業に先進的に取り組む国内都市から、農業者や行政関係者を招聘します。都市農業の魅力の発信、共有・共感に繋がるイベントとなるよう準備を進めていきます。	—
326	戦略17	17-2	他の地区に比べ練馬区の著しい特徴は、多面的な機能を持つ都市農業が身近に営まれていることである。今後とも都市農業を振興し、農地を保全する取組はしっかり進めてほしい。	練馬区では、大都市東京の都心近くに立地しながら、市民生活と融合した生きた農業が営まれています。都市生活に豊かさをもたらす都市農業と都市農地を守り、次世代に引き継いでいけるよう引き続き取り組んでいきます。	○
327	戦略17	17-2	令和4・5年度の主な取組には、「営農の継続に対する支援」が述べられているが、「都市農地を保全する新たな仕組みづくり」についても、大胆な発想でできるだけ早く検討し、実施に移してほしい。例えば、「都市農業特区」を構想してはどうか。	区はこれまで農業者とともに、国へ農地制度や税制度の改善を働きかけてきました。また平成26年度には、都市農業特区に係る提案を行いました。その結果、都市農業振興基本法の制定、生産緑地指定下限面積の緩和、生産緑地貸借制度や特定生産緑地制度の創設などが実現しました。 引き続き、農地保全の新たな仕組みづくりについて、既存制度にとらわれずに研究を進めます。	△
328	戦略17	17-2	都市農業では相続税の負担に伴う後継者問題が大きい。10年後を見据えた対策を。	農地に係る税制の見直しについて、引き続き国へ働きかけていきます。	○
329	戦略17	17-2	練馬区には、税理士と結託して相続税や固定資産税を避けるために生産緑地指定を受ける偽装農家が多い。練馬区もそのスキームに加担している。農業がやりたいだけで通勤も不要なら、こんな都心でやらなくてもよいのではないのか。	平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として政策転換されています。 都市農業は、都市生活に新たな豊かさをもたらすものであり、練馬区の誇りです。この都市農業と都市農地を守り、次世代に引き継いでいくことが区の責務です。相続の際にも所有者が農地を手放さずに営農を継続できるよう、引き続き様々な取組を進めていきます。	※
330	戦略17	17-3	特定品目に区内自給率目標を定めるなど、都市農業の振興に対してより明確で強い動機の設定があるとよいと思う。	区内農業は、狭い農地で近隣住民の多様なニーズに応えてきた経緯があり、少量多品目栽培が主流となっています。そのため、特定品種に重点を置いた施策は困難です。住民ニーズに対応することで地域住民に親しまれるような農業振興策を考えていきます。	※
331	戦略17	17-3	都市農業経営の支援には、新規就農希望者の支援も含まれるとのことだが、都市部での就農はハードルが高いのではないのか。	数は多くありませんが、区内での就農に意欲を持っている方がいます。やる気があり、研修機関等で一定の技術を学んだ方に対し、生産緑地の貸借あっせん等の支援に取り組めます。	—

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
332	戦略17	17-4	練馬の野菜をブランド化し、更に多くの方に味わっていただくことで、一層魅力的な街として発展していくと思う。	これまでに練馬大根、ねり丸キャベツなど様々な練馬産野菜のブランド化に取り組んできました。 今後は、これらに加えて野菜の収穫体験をブランド化し、実施している農園を区が積極的にPRすることにより、気軽に農に親しめる環境をさらに充実します。練馬ならではの身近に農がある豊かな暮らしを、より多くの区民の方が実感できるよう引き続き取り組んでいきます。	○
333	戦略17	17-4	農の風景育成地区である高松地区を見ると、以前から農地が蚕食され、みじめな状態になっている。中里憩いの森がある大泉町一丁目付近も、盛んに宅地開発が行われている。このままでは、せっかくの都市農業が衰退していくのではないかと危惧している。	区では、相続の際にも所有者が農地を手放さずに営農を継続できるよう、生産緑地貸借制度の活用など、様々な取組を進めています。 農の風景育成地区では、農地や樹林地等が一体となった練馬の特徴的な風景を保全するため、引き続き、地域の皆さんとともに取り組んでいきます。	○
334	戦略17	17-4	生活の身近に農業生産が行われていることは、特に小中学生にとって貴重な体験になると思う。「SDGs目標12 つくる責任つかう責任」とも関連づけて推進してほしい。	児童・生徒の食や農業への関心を高め、都市農業への理解を深めるため、地域の農業者等と連携した体験学習を充実します。	○
335	戦略17	17-4	区役所でのマルシェ開催について、今後も継続すべき。	定期的な開催を検討する等、今後も拡充を図ります。	○
336	戦略17	—	昨今、農に対する取組が多数あり、ねりま大根がNHKの昼の番組でも取り上げられ、認知度が上がっている。様々な媒体を通じ、ねりま大根を活用した歳入への寄与の仕組み作りも必要と考える。	区では練馬大根の生産を農業者に委託し、練馬大根育成事業を実施しています。生産された練馬大根については、区とJA東京あおば、練馬漬物事業組合との連携による、生大根や漬物の販売、飲食店への納入等の仕組みが構築されており、区にも販売収入があります。	□
337	戦略17	—	区内農業者やJAと協働で、区立小中学校、保育園の給食食材として有機栽培の農産物を計画生産する仕組みを検討することを求める。	有機農産物を給食に取り入れることについてはコスト面の課題がありますが、情報の収集に努めていきます。	△
338	戦略17	—	ソーラーシェアリングの試験的な取組を検討することを求める。	区内の農地は狭小な面積であることも多く、住宅と近接した環境であることから反射光による近隣への影響も課題となります。農業者からも設置の要望はほとんどなく、導入は困難であると考えています。	※
339	戦略18	18-1	文化拠点を充実させる試みは大いに期待したい気もあるが、これだけの新規プロジェクトに環境課が関わっていない事に危惧をおぼえる。美術館、図書館ともに、デジタルの波がおし寄せ、無視できない時代である。企画、設計段階から環境部が加わり、環境負荷の少ない開発をしてほしい。	練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)では、公共施設のエネルギー自立性の強化および環境負荷の低減を目的として、「施設計画策定にあたっての環境配慮手順書」を定めています。美術館再整備もこれに則り設計等を進めていきます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
340	戦略18	18-1	練馬美術館をすぐに建て替えるべきではない。 (他、同様1件)	美術館は、開館から36年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。近年の他自治体の事例を参考に、大規模改修を基本とした場合でも、経費は70億円程度と試算しています。展示・収蔵環境(7,000点を超える収蔵作品の活用や大規模企画展の開催など)やバリアフリーなど、多くの課題を抱えており、改修では十分な対応が難しいため、これらを総合的に勘案し、改築としたものです。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、最新の機能にあわせた部屋の活用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。	※
341					※
342	戦略18	18-1	まだ使える「美術館」の長寿命化と中村駅周辺の大規模開発は中止すると計画に明記すべき。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。一方、トレーニング室や会議室等は、勤労者だけでなく、高齢者を中心に幅広い年代に利用されている状況です。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることにより、3施設の課題を解決したいと考えています。	※
343	戦略18	18-1	美術館の全面リニューアルに際して、サンライフ練馬の敷地をあわせて改築する必要はないと思う。		※
344	戦略18	18-1	美術館はリニューアルではなく、土地と箱モノを売るべきである。	美術館は、斬新な視点・切り口で様々な展覧会を開催し、近年は10万人を超える来館者数で好評を博しています。開館から36年が経過し、大規模な改修が必要な時期を迎えたことを契機に、美術館を更に魅力あふれる文化拠点とするため、リニューアルを進めていきます。	※
345	戦略18	18-1	現在の美術館は規模が小さく、展示スペースも狭い。 改築により、大きくするのは賛成である。早目に工事をしてほしい。	練馬独自の新しい美術館を創造するため、練馬区立美術館再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設する図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向けて、リニューアルを進めていきます。	○
346	戦略18	18-1	美術館について、図書館など近隣の文化施設とともに緑豊かなまちづくりと一体的に展開することは、意義のあるプランで期待している。 美術館近隣の貫井図書館は既に音楽や美術の資料が豊富にあるが、美術館と連携を深め、一層充実することを楽しみにしている。		○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
347	戦略18	18-1	サンライフ練馬が美術館との統合・再編により、本来の施設目的(中高年齢労働者などの雇用の促進と福祉の向上を図るため)と機能(労働相談、心身の健康保持および教養・文化活動などの場所の提供)が縮小し、区民福祉が損なわれることがないように求める。	サンライフ練馬の廃止に伴い、トレーニング室や会議室、相談事業等の引き続き必要な機能については、美術館の再整備、中村橋区民センターの大規模改修、他の施設での実施等により、代替を設けます。	—
348	戦略18	18-2	練馬には真夏の音楽会や薪能といった素晴らしい企画がある。文化水準が高いということを積極的にアピールしていただきたい。 豊島園の跡地をどうするのか、区民の関心は高い。スタジオツアーが来るということをダイナミックに宣伝してほしい。	「真夏の音楽会」や「みどりの風 練馬薪能」など、みどり豊かな練馬で優れた文化を体験できるイベントを引き続き実施していきます。 令和5年のスタジオツアー施設開設にあわせ、区の地域資源を活かした映像文化事業を実施します。また、周辺の商店会等と連携しながら地域の活性化に取り組み、練馬の魅力を内外に発信します。	◎
349	戦略18	18-3	「スタジオツアー」を前提として映像文化事業を進めることは反対。「練馬ならではの」というのであれば、「としまえん」のことも取り入れてほしい。	ハリリー・ポッター スタジオツアー施設は、世界的な映画会社が参画する世界で2番目の施設であり、区の映像文化における新たな拠点の一つになると考えています。今後、作品の上映イベントや周辺の商店会等と連携したイベントを、ワーナー ブラザースと連携して開催し、練馬の魅力を内外に発信していきます。	※
350	戦略18	18-3	「ワーナーブラザース スタジオツアー」は練馬区の施策とは切り離すべき。		※
351	戦略18	18-3	総花的に欲張り、「ワーナーブラザースと連携」を謳うべきではない。		※
352	戦略18	18-3	民間の活力を発揮できる映画ではなく、良い映画だが、採算を取りづらい映画を紹介すべきだと思う。	区には、昭和初期から映画の撮影所等があり、数々の映像作品が生まれてきた歴史があります。区ゆかりの俳優が出演する名作映画の上映会など、区の映像文化資源を活かした事業を実施しています。	□
353	戦略18	18-3	ハリリー・ポッターのスタジオツアーを持ち上げるのは、練馬らしさを無視していると思うので、計画に入れる必要はないと思う。映像文化なら大泉地区周辺で考えればよいと思う。	ハリリー・ポッター スタジオツアー施設は、世界的な映画会社が参画する世界で2番目の施設であり、区の映像文化における新たな拠点の一つになると考えています。今後、作品の上映イベントや周辺の商店会等と連携したイベントを、ワーナー ブラザースと連携して開催し、練馬の魅力を内外に発信していきます。 大泉には、東映東京撮影所や東映アニメーションがあり、優れた作品が作り続けられています。令和3年11月に策定した「映像∞文化のまち構想」においても、映画やアニメを重要な資源として位置付けており、本構想に基づき、区の映像文化資源を活かしたソフト・ハードが一体となった夢のあるまちづくりに取り組みます。	※
354	戦略18	18-3	練馬区はアニメではなかったのか。大泉学園駅北口にはアニメキャラのモニュメントがあるが、どっちつかずで特色がなくなる。今、「ハリリー・ポッター」ではないと思う。一時的には来客があるものの、すぐ人気なくなる気がする。		※



No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
355	戦略18	—	図書館はまだ、中央図書館がない。この機会につくれないか。	光が丘図書館は区内最大の図書館で、区立図書館全館の中央館としての役割を担っています。 現時点で、中央図書館を新たに設置する考えはありません。	※
356	戦略18	—	都市農業が「不要なもの」から「必要なもの」へと位置付けが変わった現在、わずかに残された農村文化も「切り捨てるのではなく、継承する」という視点が必要ではないか。戦略計画18には「都市文化」だけではなく、地域に伝えられてきた「伝統文化の発掘と保全」も含めるべきだと考える。	都市農業や地域で継承されている囃子や祭りなども練馬ならではの都市文化です。石神井公園ふるさと文化館の活動や地域に伝わる囃子の舞台公演「郷土芸能ねりま座」の開催などを通じて、農村文化や伝統行事の継承に取り組んでいます。	□
357	戦略18	—	そもそも、「都市文化」とは何なのか。各イベントのことであるならばわかりやすく記してほしい。ビジョンであれば大多数の方が理解できるようにわかりやすくするものではないか。	区の多彩な文化資源や都心に近い利便性を生かし、優れた文化芸術と区民自らが参加する文化活動をともに楽しめる。74万人の住宅都市にふさわしい地域文化を称しています。	○
358	戦略18	—	コロナで文化・芸術関係の人の生活が大変な状況になっていることを計画に明記すべき。	「第2章コロナ禍による区を取り巻く状況の変化」のなかで、文化・芸術関係の方に限らず、新型コロナが世界や日本に与えた影響等を分析したうえで、区民生活や区政に生じる影響、今後の課題等を示しています。戦略計画8や16において、コロナ禍により困窮する区民・事業者への取組を記載しています。個別の業種について、記載する予定はありません。	※
359	戦略18	—	区内で働く、文化・芸術関係者に対して、コロナ緊急一時金を創設し支援を行うことを計画に明記すべき。	国や都の文化・芸術関係者に向けた支援を区ホームページで周知するとともに、コンサート等では区ゆかりの演奏家に出演を依頼するなど支援に努めています。	□
360	戦略18	—	区の文化芸術施策の発展に期待している。 (他、同様1件)	みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまちの実現に向けて、美術館再整備や映像文化のまちづくり、「真夏の音楽会」や「みどりの風 練馬薪能」の実施など、優れた文化芸術に触れられる機会の創出に取り組んでいきます。	○
361	戦略18	—			○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
362	—	—	照姫まつりは不要ではないか。照姫伝説を基にして事業とする必要があるのか。	「照姫まつり」は、石神井地域に伝わる「照姫伝説」にちなんだまつりを行うことにより、地域への愛着を深め、地域の活性化を図ることを目的に、地元の商店街や町会、関係団体を中心とする実行委員会と区が主催し、開催しています。 長年にわたり地域の方に親しまれ、約5万人の方が来場する催しとして地域の活性化につながっています。区は引き続き、実行委員会と協力してまつりを開催していきます。	※
363	—	—	外国籍の居住者に対する支援についても取り上げる必要があると思う。育児・教育、福祉・医療、就業・賃金、ヘイト・差別などについて、支援が必要ではないか。	区では、外国人区民の生活上の不安を解消し、地域の構成員として生活ができるよう、個別具体的な支援を行っています。また、外国人区民と日本人区民が互いの文化・習慣の違いを認め合い、対等な関係を築けるような様々な交流事業や講座を実施しています。	□
364	—	—	外国にルーツを持つ人々に対する政策を入れるべきだと思う。	引き続き、関係機関と連携しながら、生活支援、および相互理解の促進に取り組んでいきます。	□
365	—	—	日本語学習の多くをボランティアに依存している。外国にルーツを持つ人々への学習提供の機会や指導レベル等が不適切だと思う。	区では、こども日本語教室、初級日本語講座を主催しています。ボランティアに対する研修も主催し、日本語指導力の向上に向けた支援をしています。また、多様な学習機会を提供するため、オンライン日本語学習のための文化庁サイトを周知しています。 引き続き、ボランティアの方々と連携しながら、多様なニーズに応じた支援をしていきます。 各学校においては、児童生徒の個別の状況に応じた言語に関する支援・指導を行っています。 外国籍の児童生徒に対する日本語指導員の派遣をそれぞれのニーズに応じて行っていきます。	□
施策の柱6 区民とともに区政を進める					
366	戦略20	20-5	「つながるカレッジねりま ガーデナーコース」のカリキュラムについて、「みどりの番人stewardshipコース」といった内容にステップアップして、練馬の自然を護る人材を育成することを希望する。	つながるカレッジねりまみどり分野のコミュニティ・ガーデナーコースと新設するねりまの森維持管理コースは、区民による自主管理を進める上で必要な知識や技術を学ぶ場です。 なお、森の生物多様性を護る活動は、その後のステップアップとして専門家派遣を行い、森の特性に応じた講習を実施しています。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
367	戦略20	20-6	ベンチャー精神でリスクを恐れずやってみる姿勢は評価できるが、いざ始めると利権化し、形骸化しても拡大路線が止まらなくなる懸念もある。例えば青パトは費用対効果や根拠法令に難があると見ているが、どのように効果を測定し、引き際の見極めもできないと、無駄な事業をいつまでも前例踏襲し続けることになるのではないか。	地域おこしプロジェクトは、事業選定時だけでなく、実施中のプロジェクトについても、毎年事業報告会を行い、事業の実績・成果を確認・審査したうえで翌年度継続の可否を決定するなど、評価や効果測定の視点を取り入れています。 安全で安心して住み続けることのできるまちの実現を目指して、安全・安心パトロールカーによる巡回を区内全域で行っています。平成26年度に行った区民意識意向調査では、8割以上の方から「安全・安心パトロールカーによる定期的な巡回」が区の安全安心施策において重要であると回答をいただいております。区民からのニーズが高い事業であると考えています。	—
368	戦略20	—	区の色々なステークホルダーが共創して英知を集めるプラットフォームを構築すべき。 町会・自治会は自営業者中心でバイアスがあって区民の総意とは限らない。 練馬区に拠点がある企業、在勤・在学者を含めて議論すべき。	街かどケアカフェ、民間カフェと協働した練馬こどもカフェ、公園や花壇の自主管理、地域別防災マップの作成など、町会・自治会をはじめ民間事業者、NPO法人、ボランティア団体といった多くの団体や区民の皆さんと進めてきた協働の取組が成果を上げています。 こうした取組がさらに広がっていくよう、区民協働交流センターを中心に、団体同士や団体と区民のマッチングを進めています。 引き続き、地域に根差した区民の自発的な活動が、区内の至るところで活発に行われるよう、協働の取組を推進していきます。	□
369	戦略20	—	憲法に基づく地方自治の区政運営を行う、と計画に明記すべき。また、研究者の間でも合意を得られていない「協働」という用語は使わないこと。	憲法や地方自治法等の法令を遵守しながら区政運営を行っています。 「協働」は、一般的に使用されている言葉と考えています。区民や団体と区が協働しながら、地域が抱えている様々な課題解決に立ち向かうことで、練馬ならではの住民自治を実現させます。	※
370	戦略20	—	「地域活動団体」という表現があるが、住民参加の「社会教育活動を推進する」と明記すべき。	町会・自治会や社会貢献活動を行うNPO、ボランティア団体のことをここでは「地域活動団体」と表記しています。この中には、生涯学習や社会教育活動を行う団体も含まれています。 区は、区民が地域のことをわが事として考え、地域活動を始められるよう、つながるカレッジねりまなどを通じて、区民の多様な活動を推進しています。	□
371	戦略20	—	元気高齢者の働く場づくりを協同労働の実践の場としてとらえ、区民と共に新しい働き方「労働者協同組合」の設立を研究、検討することを求める。	令和4年10月の「労働者協同組合法」施行に向けて、情報収集に努めています。 区民協働交流センターを相談窓口とし、労働者協同組合の設立等についての相談など、適切な対応ができるように準備をしています。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
372	戦略20	—	助成金などを活用した協同事業は事業の透明化のために情報公開のあり方を検討することを求める。	区では、練馬の魅力の創造や地域の課題解決に向けて、区民の自由な発想から生まれたアイデアの具体化を支援する「地域おこしプロジェクト」を実施しています。 同プロジェクトでは、事業の内容や進捗をホームページやSNS等で発信するとともに、毎年度、公開事業報告会を行うなど、事業の透明化を図っています。	□
373	戦略20	—	自治会について、加入率の低さと高齢化スピードが著しい状況。災害対応などの名目で強制加入もしくは区側での仲介などといった仕組み作りが必要。コロナ禍ですます地域への繋がりが減っていき、また一方で災害頻度は高まっており、70万人を抱える大所帯では自治会のようなネットワークが浸透していないと大混乱を招くと考える。 何よりも子どもたちと様々な世代との繋がりが希薄であるということが将来にあたって懸念する。	災害時に、避難所を中心となって運営する「避難拠点運営連絡会」や、地域の初期消火や救出救護などを行う「防災会」に、町会・自治会は大きく関わっており、日頃から地域の防災活動に取り組んでいます。 町会・自治会は任意団体であり加入を強制することはできませんが、区では、町会・自治会組織の活性化に向けて、これまで「これからの町会・自治会運営のヒント集」や「町会・自治会運営ハンドブック」を発行するなど、町会・自治会への加入促進を支援してきました。 改定アクションプランの戦略計画20に町会・自治会のデジタル活用支援や町会・自治会の加入促進を位置付け、支援していきます。	□
374	戦略20	—	人材交流について、70万人の大所帯の中で様々なコミュニティが存在する。これら同士をマッチングもしくは区民1人1人をマッチングするサイトを区が運営することで区内でのスモールビジネスが多数立ち上がり、結果としてトップラインの向上にもつながるのではないかと。	区民協働交流センターに、地域活動を支援する「つながる窓口」を常設し、区民や団体同士の交流とマッチング等を促進しています。ホームページやツイッターなども活用し、取り組んでいます。また、地域活動の周知・団体交流を促進する「練馬つながるフェスタ」を開催しています。 活動に役立つ知識やスキルを学ぶことができる「つながるカレッジねりま」では、地域活動の担い手の育成および卒業生と団体のマッチングの機会の提供などを実施しています。これらの取組により、団体と個人、または団体同士がつながった事例が生まれています。 起業・創業の相談やセミナーなどを行う練馬ビジネスサポートセンターとも連携し区民の活動を支援しています。	○
375	戦略21	20-1 21-2 21-3	ICT活用支援のため、ネットワーク回線等の環境づくりへの支援を検討してほしい。	区では、行政手続オンライン化や少額決済キャッシュレス化、Nerima Free Wi-Fi設置など、区民の利便性向上に向けたICT環境整備に取り組んでいます。 また、町会・自治会のデジタル活用支援として、令和4年度から最大3年間、モバイルルーター等の回線使用料を補助します。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
376	戦略21	21-3	素案の随所に「デジタル化」もしくは「オンライン届出」という文言が散見されるが、従来の方法(窓口に来所して書類などを提出する方法)が廃止もしくは不便になること(例えばマイナンバーカードが必要など)がないようにしてほしい。	窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、時間や場所を選ばずに必要な手続き等ができるように、オンライン化を推進しています。 対面での対応が求められる場面では、引き続き一人一人のニーズに応じたきめ細やかな窓口サービスを提供します。	○
377	戦略21	—	オンライン化は個人情報保護の観点から危惧する諸問題があることが研究者からも指摘されている。安易なデジタル化は個人情報漏洩の危険をとまなうことを明記すべき。	これまでも、個人情報の保護、情報セキュリティ対策を徹底しつつ、オンライン化に取り組んでおり、引き続き適切に対応していきます。	※
378	戦略22	—	「DX」化は、個人情報の漏洩問題、デジタル化についていけない人たちの格差の広がりなどへの危惧が専門家からも指摘されていることを明記し、ICT化は慎重に進めることを計画に明記すべき。	これまでも、個人情報の保護、情報セキュリティ対策を徹底しつつ、オンライン化に取り組んでおり、引き続き適切に対応していきます。 情報格差が生じないよう高齢者等を対象としたスマホ教室の実施など、デジタル活用支援に取り組んでいきます。	※
379	戦略22	—	DXについてはUXデザインを意識して、庁内、区民についてのシステム開発を進めてほしいが、デザインシンキングなどができる人材育成も必要と感じる。	デジタル技術を活用し、区民の視点に立ってサービスの利便性や質の向上に取り組むため、職員の意識改革やデジタルリテラシーの向上に向けた体系的な研修体制を構築していきます。	○
380	戦略22	—	父親のリモートワークを学校施設など、子どもの近くでできる環境を整備すべき。	学校は教育施設であり、リモートワークでの利用は困難です。 区立施設を活用したテレワーク等の環境整備について検討します。	※
381	戦略22	—	DXの推進にあたり、特定の大手ベンダー企業に発注し、言い値で契約する進め方は問題。職員の専門性を育てるべき。	システムの調達には、公平・公正性を確保するため、競争入札やプロポーザル方式による事業者選定を原則としています。 また、専門的知見を有する外部人材を活用し、各種情報システムの開発・運用を技術的に支援する体制を確保しています。	—
382	戦略22	—	行政のデジタル化は情報システムによる効率化に力点が置かれがちだが、広聴・広報活動にも活用の余地がある。区民センターに置かれている冊子やチラシの類を全部デジタル化すれば、お問い合わせからコンバージョン率測定まで、コスト削減と効率化、環境負荷軽減を同時に図ることができるのではないかと。	現在、ねりま区報は電子ブック形式(カタログポケット)でパソコンやスマートフォン、タブレット端末でご覧いただけます。また冊子やチラシ等に関しても、区ホームページ上に掲載をしているものもあり、同様の端末でご確認いただくことができます。 ただ、デジタルを十分に活用できない方に配慮し、紙媒体による広報も併用していくことが必要と認識しています。	—

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
383	—	—	区報をデジタル化・モバイル化し、紙発行をやめるべき。開発もモバイルファースト時代なのだからレスポンス対応して通勤途中に見れるようにしてほしい。紙媒体はよく手にする方の立ち寄りそうな場所に置くようにし、新聞折込も廃止してほしい。	令和元年度から電子ブック形式(カタログポケット)でパソコンやスマートフォン、タブレット端末で区報をご覧いただけます。 また、令和2年度から、これまで設置していた区立施設、区内全駅、コンビニなどに加え、区内のスーパーへ広報スタンドの設置を進めています。 新聞折込については、区報を入手する最も主要な手段ということが区の調査結果でも確認されているため、廃止の考えはありません。	□
384	—	—	ねりま情報メールの地域版(町会・自治会発信)の支援について検討してほしい。	ねりま情報メールの区政情報は、月3回発行しているねりま区報の中から、主要記事を選定して配信しており、地域別の配信は行っていません。 町会・自治会による、地域情報の発信については、メールやSNS等を活用できるよう、先進的な取組をまとめた実践事例集の作成や、講習会の実施、専門知識を持ったアドバイザーの派遣など、デジタル活用を支援します。	○
その他					
385	—	—	練馬区障害者虐待通報専用ダイヤルを廃止にすべき。東京都にも障害者権利擁護センターがあり、二重行政ではないか。	障害者虐待防止法は、「都道府県障害者権利擁護センター」と「市町村障害者虐待防止センター」を定め、それぞれ役割が異なります。区は、養護者や施設従事者等による虐待の通報を受け必要な措置を講じることの責務があり、都の障害者権利擁護センターと連携を図りながら被虐待者の安全確保、環境改善に努めています。	—
386	—	—	高齢者優遇をやめ、相応の自己負担を求めべき。全世代型社会保障への転換を進め、現役世代に負担押し付けるのはやめるべき。	後期高齢者医療や介護保険は、制度設計をしている国において、制度の持続可能性を確保するために、利用者負担を見直す等の制度改正を実施してきました。 ご意見は機会を捉え国に伝えます。	—
387	—	—	日本語学習が必要な子どもに、学校が手配する授業数では少なすぎると思う。	児童・生徒や学校のニーズに基づき、必要な支援を行っていきます。	□
388	—	—	日本語が不自由だからと、高校進学を諦める子への対策を記載してほしい。	高校進学等の生徒の進路に関する指導、対策等は各中学校が一人ひとりに応じて行っています。 また、外国籍の児童生徒に対する日本語指導員の派遣を引き続きそれぞれのニーズに応じて行っていきます。	□
389	—	—	外国にルーツを持つ未就学児を放置しないよう、実態調査が必要だと思う。	外国籍児童生徒の就学先把握のため、定期的に対象者に通知を送付しています。今後も引き続き就学先把握に努めていきます。	—

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
390	—	—	ねりまほっとラインは廃止し、YouTubeによる配信だけで十分ではないか。	インターネットの利用の有無に関わらず、区からの情報を受け取ることのできるケーブルテレビは、現時点では必要な媒体であると考えています。	—
391	—	—	区報やパンフレットのカットは「いらすとや」を使用禁止にして、区内ゆかりのクリエイターに(数千円～数万円で)発注してはどうか。名前を入れればポートフォリオとして使える。小さく産んで大きく育てるやり方が合うのではないか。	区報では、必要に応じて委託事業者にイラストの書き起こしをお願いしています。汎用的なイラストは委託事業者の判断でフリーイラストを使用することはありますが、使用禁止にする考えはありません。	—
392	—	—	従来からの男女共同参画に加えて、例えば、区および区の関連機関の職員について、女性の登用をより一層進めるなど、積極的な施策を進めてほしい。	職員の採用・任用は、地方公務員法に基づき、平等取り扱いの原則や客観的な能力実証により、性別によることなく行っています。引き続き、法の趣旨を踏まえ職員の採用等を進めていきます。	□
393	—	—	「個人情報」が日本で一番保護されるまちを目指す」とビジョンに掲げてはどうか。またビジョンが宙に浮いて形骸化することが容易に想像がつくので、PDCAの特にCheckについて、事業部制を廃し、監査(会計でなく)の部署を設けることを提案する。	練馬区では、練馬区個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めています。事業本部制はとっていません。第2次みどりの風吹くまちビジョンにおける重要業績評価指標(KPI)を設定し、PDCAサイクルを通じた効果検証を行っています。進捗状況について、区議会の審議を踏まえ、毎年度、点検・検証をし、改善しながらビジョンに掲げた施策の実現を目指しています。	□
394	—	—	区外の人を呼び込める施設を作る際に、クラウドファンディングで財源を確保するというやり方も必要である。	施設の改修・改築を進める際には、施設の規模や性質等を考慮しながら、クラウドファンディングをはじめ、様々な方法で財源の確保に努めていきます。	△
395	—	—	地方公務員が職務上知りえた事実を個人を特定しない範囲において、ブログやSNS等において侮蔑的に書くことについて区として禁止にするべき。総務省の国家公務員のSNS利用のガイドラインや個人情報保護委員会が作成した最新の行政機関の個人情報保護のガイドラインを参考にして、私的に業務知識や職務上知り得た区民の個人情報をインターネット上に発信する際のガイドラインを区として策定するべきだ。	区では、職員がSNSを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにするため、「ソーシャルメディアの個人的利用に関する練馬区職員のガイドライン」を策定しています。ガイドラインでは、守秘義務、個人情報やプライバシーへの配慮等のルールを定め、これを遵守することとしています。	□
396	—	—	ふるさと納税が問題になっているが、練馬区から転出した元区民に練馬をふるさととして、ふるさと納税の制度を逆利用することで少しでもトップラインの向上(歳入)に寄与することが必要と考える。	平成30年度から、インターネットを活用し、遠隔地の方も寄付のしやすい環境を整備するとともに、寄付金の用途を明示し、寄付者が選択できる取組を行っています。また、ホームページに活用実績を掲載しており、寄付の促進につなげるため、今後も掲載内容を工夫し、効果的な広報に努めていきます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
397	—	—	練馬区役所内で職員と話をする際に現状では録音不可となっているが、本人が希望すれば録音可とすべきだ。	練馬区区内管理規則では、区内において録音しようとするときは、あらかじめ許可を受けなければならないとしています。区は、録音を希望された場合には、録音の理由や周囲の状況等を鑑み、録音を許可するか否かを個別に判断しています。	—
398	—	—	職員の給与が高すぎる。住民に人権審判し偉そうにしている自治体は国・都道府県による直轄統治の方が住民利益の増進になるため、存在意義がない。身内で癒着しない公平さや、ミスをして市民に迷惑を掛けたら謝罪する誠実さなど、目先の知識や事務処理能力より、高い倫理観を持った人材が必要。 非正規公務員の賃金が低いという声があるが、自治体の正規職員の給与が高すぎると感じる。同一価値労働・同一賃金を徹底すべき。	常勤、非常勤に限らず、区職員の給与は、その職務と職責に応じて、国や他の地方公共団体ならびに民間企業などとの均衡を図るため、特別区人事委員会の勧告を踏まえ、各区が条例で定めています。 また、人材の育成については、専門的知識を有し、適切な事務処理を行えるだけでなく、高い倫理観を持つ職員を育成できるよう研修等を引き続き実施していきます。	—
399	—	—	職員の個人情報保護について、研修をeラーニングで行うことは不適切。	全職員に対して、個人情報の保護に関し必要な知識を付与し、意識の向上を図るための手段として、eラーニングによる研修は有用と考えています。 eラーニングのほかにも、採用、異動、昇任時など様々な機会をとらえて集合型の研修を行っています。	—
400	—	—	職員の懲戒処分を積極的に認知すべき。	懲戒処分の対象となる事案が発生した際には、事実関係を確認のうえ、引き続き厳正に対処していきます。	—
401	—	—	区民向けの法律相談は、法テラスや各弁護士会でやっている法律相談で十分であり、区民相談所での弁護士による法律相談は不要ではないか。	法律相談は、区民の方が日常生活で抱える問題の解決に向けた糸口を身近な場所で見出していただくことを目的に無料で実施しています。必要とする区民の方が円滑に相談できるよう更に周知を図っていきます。	—
402	—	—	法務相談に係る弁護士の専門委員は不要ではないか。	高度化・複雑化する行政課題を解決する上で、法的検討は不可欠です。引き続き、弁護士の専門委員による法律相談を実施していきます。	—
403	—	—	すぐやる課が足りてない。	区政の課題に機動的に対応する組織体制を整え、加えて組織間の連携にも努めています。 更に、既存の組織のみで担いきれない新たな行政需要に対しては、担当課や時限的な組織の設置等により対応しています。 今後もスクラップアンドビルド等により不断に組織を見直し、適切な組織体制の構築を図ります。	—



No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
404	—	—	ポイ捨て禁止と同時に、道路にペイントするか、巻き看板で道路に痰を吐く行為をなくせないか。	道路に痰を吐く行為は、軽犯罪法第1条第26号に定められた犯罪であり、罰則規定があります。区が独自に呼びかける内容ではありませんので、警察にご相談ください。	—
405	—	—	随意契約の件数が多すぎる。随意契約の理由が「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため」となっているが、競争入札に適さない理由を説明しなければならない。何を購入したのかもっと具体的に書くこと、所管を書くこと、競争入札に適さなかった理由を書くことから始めるべき。	地方自治法施行令第167条の2の事項に該当する場合、随意契約を締結しています。公表については、他自治体の状況等を踏まえ、検討していきます。	—
406	—	—	陳情について、制度が使いづらいと感じた。書類体裁が細かく指定されていたり、署名が自署のみであるなど、積極的に意見徴収をする仕組みになっていないと感じる。オンライン署名を受け付ける等、制度の意味に即した仕組みに見直してほしい。	陳情については、区議会が規則等により署名および受理等のルールを定めています。区議会にご要望をお伝えします。	—
407	—	—	区長への手紙について、全く区長が読んだ実感が持てなかった。何か工夫してほしい。	区長への手紙を含むいただいたご意見については、区長へ報告しています。区長が内容を確認し、その指示により各部署が対応しています。	—
408	—	—	各政党のポスターが街の景観を乱している。サイズや枚数を規制してほしい。	選挙運動時における政治活動用のポスターについては規制の対象となるため、適宜撤去命令等を発出し対応しています。一方、普段の政治活動は、その内容が選挙運動にわたらない限り、原則自由となっており、公職選挙法にもサイズや枚数の制限といった定めがないため、規制をすることは困難です。	—